

令和5年第1回定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

◎ 議案補充説明

議案第50号 三重県新エネルギービジョンの改定について . . . 1

◎ 所管事項説明

(1) 障がい者雇用の促進について . . . 5
(2) 2025年大阪・関西万博に向けた取組について . . . 9
(3) 首都圏営業拠点「三重テラス」について . . . 15
(4) 産業のカーボンニュートラル化に向けた取組の推進について . . . 21
(5) 企業誘致の推進について . . . 25
(6) 中小企業・小規模企業の振興について . . . 29
(7) 国際展開の推進について . . . 33
(8) G7三重・伊勢志摩交通大臣会合について . . . 37
(9) 観光振興について . . . 41
(10) 令和4年度包括外部監査結果に対する対応について . . . 53
(11) 各種審議会等の審議状況の報告について . . . 69

令和5年3月7日

雇用経済部

◎議案補充説明

○ 議案第 50 号 三重県新エネルギービジョンの改定について

1 本ビジョンの概要

(1) 改定の趣旨

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、令和3(2021)年に国が策定した第6次エネルギー基本計画において、令和12(2030)年度における再生可能エネルギーの電力需給見通しが大きく増加したこと等を踏まえて、令和12(2030)年度の長期目標を見直すとともに、令和5(2023)年度から4年間の中間目標や取組方向を定めるために改定を行います。

(2) 計画期間、基本理念、基本方針

令和2年3月に改定した現行の新エネルギービジョンの考え方に沿いながら、「強じんな美し国ビジョンみえ・みえ元気プラン」(令和4年10月策定)の個別計画として引き続き取組を進めます。

(3) 長期目標

令和12(2030)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの104万6千世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入することを長期目標とします。

(4) 中期目標及び取組方向

令和8(2026)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの94万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入することを中期目標とします。

また、次の5つの取組方向に基づき、中期目標の達成に向けて取り組めます。

- ①取組方向1 新エネルギーの導入促進
- ②取組方向2 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進
- ③取組方向3 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進
- ④取組方向4 環境・エネルギー関連産業の育成
- ⑤取組方向5 次世代の地域エネルギー等の活用推進

なお、中間目標及び取組方向は、「強じんな美し国ビジョンみえ・みえ元気プラン」の施策7-2「ものづくり産業の振興」に対応しています。

(5) 計画の推進

「三重県新エネルギービジョン推進会議」を本ビジョンの進捗管理を行う中心組織に位置づけるとともに、本ビジョンに定める具体的な取組やプロジェクトの実行組織として、テーマに応じて企業、地域団体、大学、市町、県等からなる研究会や検討会などを設置し、ビジョンの効果的な推進を進めます。

2 最終案からの主な変更点

令和4年定例会 11月定例会会議の戦略企画雇用経済常任委員会において説明をいたしました「最終案」から大きな変更はありませんが、コラムの充実や用語集の見直しなどの微修正を行いました。

【参考】 三重県新エネルギービジョン推進会議名簿

※敬称略 五十音順 ◎座長 ○副座長

| 氏名 | 役職名 |
|--------|--|
| 石川 浩二 | NTN(株) 顧問 |
| 岩野 秀樹 | (株)百五銀行 公務部長 |
| 加川 大樹 | 本田技研工業(株) ライフクリエーション事業本部 新事業推進部 担当部長 |
| 坂本 竜彦 | 三重大学大学院 生物資源学研究科 教授 |
| 先浦 宏紀 | (株)三十三総研 総務部長兼調査部主席研究員 |
| ○末吉 敏弘 | 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長 |
| 高橋 幸照 | (一社)ふるさと屋 理事 |
| 田丸 浩 | 三重大学大学院 生物資源学研究科 教授 |
| 多森 成子 | 三重テレビ放送気象キャスター、気象予報士 |
| 辻 保彦 | 松阪木質バイオマス熱利用協同組合 理事長 |
| ◎手塚 哲央 | 京都大学 名誉教授 |
| 野間 毅 | 東芝プラントシステム(株)産業システム事業部 総合設備技術部 生産技術グループ 機械配管システム 設計主幹 |
| 坂内 正明 | 三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 特任教授 |
| 東崎 哲也 | 第一工業製薬(株)研究本部 副本部長 |
| 松原 直輝 | パナソニック株式会社 ライフソリューションズ社 エナジー システム事業部 ホームシステム市場開発センター 西部市場 開発部 中部市場開発課 課長 |
| 矢口 芳枝 | (一般社団法人)四日市大学エネルギー環境教育研究会 副会長兼事務局長 |
| 渡邊 真司 | 富士通 Japan(株)三重 支社長 |

計画期間：平成28（2016）年度から令和12（2030）年度まで

- はじめに
- 1 改定の趣旨 ○エネルギー基本計画の見直し、エネルギーをめぐる情勢変化を踏まえて新たな長期目標及び中期目標の設定
 - 2 計画の性格 ○県民、行政、事業者等の共通指針 ○県総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」の個別計画
 - 3 計画期間 (1) 長期計画 2016年度から2030年度まで (2) 中期計画 2023年度から2026年度まで

第1章 エネルギーをめぐる現状と課題

1 国のエネルギーをめぐる状況

- (1) 東日本大震災後のエネルギー需給動向
- (2) エネルギー基本計画の見直し
 - 2050年カーボンニュートラルへの道筋
- (3) 再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し
 - FIP制度、廃棄費用積立制度の創設
- (4) 新たな温室効果ガス削減目標の設定
 - 2030年度 2013年度から46%削減、さらに50%の高みに向けての挑戦
- (5) 電源構成の見直し
 - 2030年度の再エネ構成 36~38%
- (6) 電力システム改革の動き
 - 特定卸供給事業制度の導入
- (7) ガスシステム改革の動き
- (8) 国民のエネルギーに関する意識
- (9) SDGsへの対応
 - 項目7(再エネ)、9(産業基盤)、13(気候変動)

2 三重県のエネルギーをめぐる現状と課題

- (1) 三重県のエネルギー消費の状況
 - 産業部門が全体の67.6%（全国平均49.6%）
- (2) 三重県のエネルギーの需給状況
 - 発電量は消費電力の1.16倍。
- (3) 三重県のエネルギー供給施設
 - 火力発電567.3万kW、太陽光229.9万kW
- (4) 三重県の自然特性と再生可能エネルギーの導入
 - 日照時間2,174時間（全国第9位）
 - 風況の良い地域1,800km²（県土の3分の1）
 - 森林面積3,700km²（県土の3分の2）
- (5) 想定される南海トラフ地震の発生と自立分散型電源の確保
 - 再生可能エネルギーの導入や蓄電池の配備等
- (6) 県の総合計画等
- (7) 環境・エネルギー関連産業の状況
- (8) 次世代の地域エネルギー等の活用
- (9) 産学官連携によるビジョンの具現化に関する取組
- (10) 地球温暖化に関する県民・事業者の意識
 - 新エネ及び省エネ導入への意識は高い。

第2章 基本理念、将来像、基本方針及び長期目標

1 基本理念 エネルギー・イノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力の向上

「みえの地域エネルギー力」とは、県民、地域団体、事業者、大学、行政などの多様な主体が、ライフスタイルや事業活動におけるエネルギーの使い方と意識を変革しながら、エネルギーの地産地消、環境・エネルギー関連産業の振興、エネルギー関連技術を生かした地域づくり、省エネの推進を協創の考え方で進めていく力のことであり、SDGsの視点を踏まえ、地域との共生を図りながら、その持続的な向上を図ることを基本理念とします。

2 将来像

- (1) 新エネルギーの導入が進んだ社会
 - 県民、事業者の意識の高まり ○災害時にも自立分散型電源が確保
- (2) 環境に配慮し効果的なエネルギー利用が進んだ社会
 - ライフスタイルと事業活動の変革によるエネルギーの効果的な利用
- (3) 環境・エネルギー関連産業の振興による元気な社会
 - 事業者、大学等の研究開発。バイオファイナリー等による地域経済活性化

3 基本方針

- (1) 新エネルギーの導入促進
 - 環境負荷の少ない安全で安心な新エネルギーの導入を進める。
- (2) 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進
 - 家庭、事業者への省エネ、高効率設備の導入を進める。
- (3) 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進
 - 地域課題解決に向け地域主体のエネルギーに関するまちづくりを進める。
- (4) 環境・エネルギー関連産業の育成
 - 人材育成、研究開発、販路拡大、設備投資、立地を進める。
- (5) 次世代の地域エネルギー等の活用推進
 - 水素エネルギーやバイオリファイナリーなどの活用を進める。

4 長期目標：令和12（2030）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの104.6万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

- (1) 考え方：これまでの県内の導入実績と今後の導入見込みをふまえて、国の導入見直しによる三重県の導入想定推計値を優先的な目標として設定。
- (2) 「新エネルギー」の種類
 - 再生可能エネルギー ①太陽光発電 ②太陽熱利用 ③風力発電 ④バイオマス発電 ⑤バイオマス熱利用 ⑥中小水力発電
 - 革新的高度利用技術（エネルギーの需要を減らした分を地域で発電したものとみなす） ⑦コージェネレーション（燃料電池除く） ⑧燃料電池（燃料電池） ⑨次世代自動車（EV、FCV等） ⑩ヒートポンプ（エコネット）

第4章 計画の推進 県、市町、県民、事業者、地域団体等のステークホルダー（関係者）が協創の考え方のもとで取組を進め、継続的に改善を行う。

計画期間：令和5（2023）年度から令和8（2026）年度まで

第3章 中期目標及び取組方向

中期目標：令和8（2026）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの94.0万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

取組方向1：新エネルギーの導入促進

- (1) 新エネルギーの導入支援（太陽光発電⇒適正導入の推進や自家消費型の導入促進、太陽熱利用⇒関係団体等と連携した普及促進、木質バイオマス発電⇒燃料安定支援、バイオマス熱利用⇒関係団体等と連携した普及促進、中小水力発電⇒地産地消システム支援）
- (2) 公共施設への新エネルギー率先導入（県施設への太陽光発電導入等）

目標項目：新エネルギーの導入量（累計）
目標値：67.8万世帯（令和8年度）

注力する取組

- ☆地域との共生が図られるよう新エネルギーを促進ガイドラインの適正運用
- ☆安全、安心な太陽光発電事業
- 保守管理の適正化に向けた取組（データヘルス化）

取組方向2：家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進

- (1) 家庭への省エネ・節電の普及啓発及びエネルギー効率の高い設備等の導入促進
- (2) 事業者へのエネルギー効率の高い設備等の導入促進（省エネ設備・コージェネ等の導入促進）
- (3) エネルギーマネジメントシステムの導入促進による省エネの推進（HEMS、BEMS等の導入促進）
- (4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ビル）化の促進
- (5) 次世代自動車の導入促進（国の支援策の活用、水素を燃料とするトラック実証検討）

目標項目：事業者等の新エネルギーの普及啓発の取組数（累計）
目標値：40件（令和8年度）

注力する取組

- ☆自家消費の推進
- 蓄電池や燃料電池との組合せによる高度利用
- ☆地域プラットフォーム構築事業
- 中小企業の省エネ支援（省エネお助け隊）

取組方向3：創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

- (1) 地域課題解決に向けた地域主体のまちづくりの支援
- (2) 防災まちづくりの推進（太陽光発電と蓄電池等による自立分散型電源の設置）
- (3) 継続可能な仕組みの検討（多面的機能を有する地域の取組が継続する仕組み）
- (4) エネルギー地産地消による地域内経済循環に対する支援

目標項目：まちづくりへの支援件数（累計）
目標値：4件（令和8年度）

注力する取組

- ☆エネルギー地産地消のまちづくり支援
- おわせSEAモデル協議会など
- ☆地産地消型エネルギーシステムの導入
- エネルギーマネジメント技術の活用

取組方向4：環境・エネルギー関連産業の育成と集積

- (1) ネットワークづくり・人材の育成（ネットワークの拡大、高等教育機関との連携）
- (2) 研究開発の促進（技術支援、専門家派遣等）
- (3) 販路拡大・市場拡大・設備投資及び立地の促進（技術交流会等による販路拡大等）

目標項目：エネルギー関連技術に関する企業との共同研究の件数（累計）
目標値：24件（令和8年度）

注力する取組

- ☆環境・エネルギー関連技術支援
- 光・熱ハイブリッド型の創エネ・蓄エネ技術の確立

取組方向5：次世代の地域エネルギー等の活用推進

- (1) バイオリファイナリーの推進（研究開発支援）
- (2) 水素・アンモニアなど新たなエネルギーの活用にかかる情報収集、普及啓発等

目標項目：次世代の地域エネルギー等の利活用に向けた普及啓発の取組数（累計）
目標値：16件（令和8年度）

注力する取組

- ☆バイオリファイナリー関連プロジェクト
- バイオプラスチック、セムナソファイバー、SAF（航空燃料）、メタネーション

(1) 障がい者雇用の促進について

令和4年6月1日現在の県内民間企業における障害者実雇用率（以下「雇用率」という。）は2.42%となり、9年連続で過去最高を更新、7年連続で法定雇用率を達成し、全国16位となりました。

また、法定雇用率達成企業割合（以下「達成割合」という。）は59.1%となり、前年を上回って、全国14位となりました。

- ・ 雇用率 2.42%（前年比0.06ポイント増） [全国16位（前年19位）]
- ・ 達成割合 59.1%（前年比2.2ポイント増） [全国14位（前年17位）]

今後、障がい者の法定雇用率は段階的な引き上げ（令和6年4月2.3%→2.5%、令和8年7月2.5%→2.7%）が予定されていることから、三重労働局などと連携し、障がい者雇用に関する一層の周知・啓発や支援を行うとともに、障がい者の多様で柔軟な働き方について、さらに普及するよう取り組む必要があります。

1 令和4年度の主な取組

(1) 県内企業における取組支援

障がい者の雇用拡大が促進されるよう、三重労働局と連携して、企業に対する働きかけや就職面接会を実施するとともに、障がい者の職業訓練や障がい者雇用優良事業所表彰を行いました。

- ・ 幹部職員による企業訪問や就職面接会の実施
企業訪問14社、就職面接会17回実施（就職者：54人）
- ・ 障がい者委託訓練による関係機関と連携したきめ細かなチーム支援の実施
訓練参加者59人、うち28人の雇用
- ・ 障がい者雇用優良事業所表彰
知事表彰1社、知事感謝状交付5社

(2) 障がい者のテレワークの推進（障がい者の多様で柔軟な働き方の推進）

テレワークは、障がいのため通勤が困難な方や従来の支援では職場になじめない方など、これまで就労が難しいと考えられていた障がい者が、特性に応じた就労が可能となるなどの利点があります。一方、「簡易な業務に限られ、業務の切り出しが難しい」「相談する相手が身近にいないので、障がい者が定着しにくい」「雇用管理のノウハウがなく、人事労務担当者の負担が大きい」といった声もいただいております。こうした課題に対応するため、導入を検討する企業へアドバイザーの派遣を行うとともに、テレワーク拠点の開設を支援しました。

①アドバイザーの派遣によるテレワーク導入支援

テレワーク導入支援アドバイザーを14社に派遣し、県内企業におけるテレワークの推進を図りました。

②テレワーク拠点の開設支援

県内の中小企業等が共同利用できる「障がい者のテレワーク拠点」の開設を支援するための補助金を創設し、この補助金を活用したテレワーク拠点「ワクスぺみえ」が昨年12月19日に四日市市内にオープンしました。

このテレワーク拠点では、支援スタッフ2名が常駐し、利用企業の業務の切り出しや、障がい者の雇用管理、職場定着等のサポートを行っています。

(3) ステップアップカフェの活用（障がい者雇用の理解促進に向けた取組）

働く障がい者を身近に感じることができ、県民や企業が障がい者雇用への理解を深める場としてステップアップカフェを活用し、様々な事業を実施しました。

- ・障がい者と共に働くことを考えるステップアップ大学開催（6回 181人参加）
- ・特別支援学校の生徒や就労支援事業所の利用者を対象として、分身ロボット OriHime を活用した就労体験の実施（13回 14人が参加）
- ・経済団体、労働団体、障がい者団体、行政などで構成する三重県障がい者雇用推進協議会（以下「推進協議会」という）で「カフェの成果と課題」を議論

①カフェの運営事業者の決定

令和5年3月末で現在の協定締結期間が終了することから、これまでの成果と課題や推進協議会等の意見をふまえ、令和5年4月からの運営事業者を公募により選定しました。

ステージⅠ Cotti 菜 平成26年12月～令和2年3月（5年4ヶ月）

ステージⅡ だいたい食堂 令和2年4月～令和5年3月（3年）

ステージⅢ だいたい食堂 令和5年4月～令和6年12月（1年9ヶ月※）

※三重県総合文化センターの改修工事等の事情により運営期間を短縮します。

②カフェの成果と課題

平成26年12月に県総合文化センター内に設置したステップアップカフェについて、これまでの成果と課題は次のとおりです。

(成果)

- ・15万人超の来店者や多くの実習生等の受入れによる、働く障がい者の情報発信
- ・障がい者スタッフ19人（累計）のうち6人が、県内企業へ就職し職場に定着

(課題)

- ・新型コロナの影響により来店者等が激減したことによる情報発信力の低下
- ・企業や団体等の関係者との交流の少なさ

3 今後の対応

(1) 県内企業における取組支援

法定雇用率の今後の引き上げ予定をふまえ、三重労働局と連携して周知・広報に努めるとともに、引き続き、法定雇用率未達成企業などへの企業訪問や、障がい者の就職面接会の実施等に取り組みます。

(具体的な取組)

- ・法定雇用率を達成していない県内主要企業や、障がい者を一人も雇用していない「雇用ゼロ企業」への幹部職員の訪問
- ・県内各地における就職面接会の開催
- ・障がい者を雇用しようとする企業における職業訓練の実施
- ・障がい者雇用優良事業所表彰や障がい者職場定着支援セミナーの実施

(2) 障がい者のテレワークの推進

引き続き、企業がテレワークを導入するにあたり、適正な雇用管理や障がい特性に応じた配慮、必要な職場環境の整備などについて支援を行うとともに、テレワーク拠点「ワクスぺみえ」の活用などを通じた新しい働き方の普及に努め、障がい者が能力や適性を生かして働くことのできるよう、障がい者のテレワークを推進していきます。

(具体的な取組)

- ・テレワーク導入支援アドバイザーの派遣
- ・ワクスぺみえ利用企業や障がい者の声の発信
- ・テレワーク好事例の収集・発信

(3) ステップアップカフェの今後について

引き続き、運営事業者と連携し、視察や実習の受入れ、ステップアップ大学の開催等に取り組むとともに、企業や団体等との交流会を開催するなど、関係者の交流の場として活用を図ります。また、今後は県内の障がい者が働くカフェと連携したネットワークづくりなど、働く障がい者に「出会い」、理解を「深め」、働く可能性を「広げる」取組をさらに推進していきます。

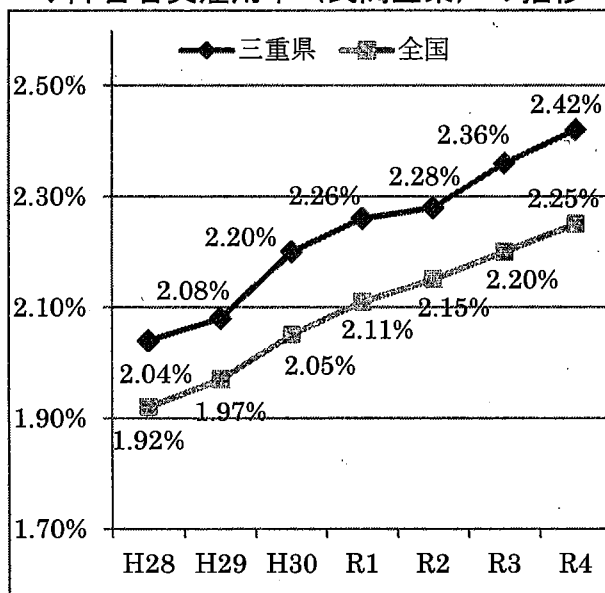
一方、次期の運営期間が終了する令和6年12月で設置から10年を迎えることを踏まえ、令和5年度にワーキンググループを設置して、現在の取組で不十分な点やさらに注力すべき点を検証し、令和7年度からの方向性を検討します。

- ①検討時期 令和5年4月～12月
- ②会議開催回数 3～4回程度
- ③メンバー 推進協議会構成団体の実務者を中心に選定(6～7名程度)

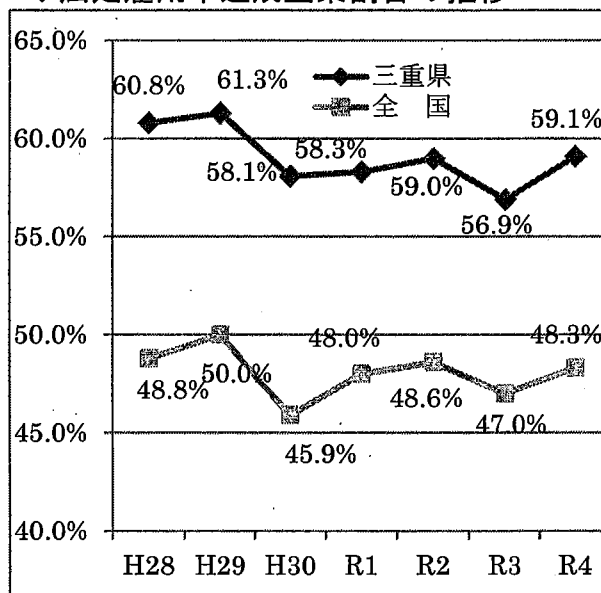
別添（参考データ）

県内企業における雇用状況

◆障害者実雇用率（民間企業）の推移



◆法定雇用率達成企業割合の推移



◆主な特徴とその対応

(未達成企業の状況) 未達成企業 521 社のうち 376 社 (72.2%) が不足数 1 人以下

→ 中小企業が活用しやすい障がい者委託訓練の充実 (受入企業の開拓)

(県内主要企業の状況) 従業員数 500 人以上の企業 59 社のうち 28 社 (47.5%) が

未達成

→ 比較的規模の大きい主要企業には、県と労働局の幹部職員が訪問して働きかけ

(障がい種別就職件数の状況) 精神障がい者の就職が全体の 51.5% を占める

→ 障がいの特性に配慮したテレワークや短時間雇用など多様で柔軟な働き方を推進

(2) 2025年大阪・関西万博に向けた取組について

万博開催の好機を捉えて三重の魅力が強力に発信し、本県への観光誘客及び県産品の販路拡大につなげるため、関西広域連合が設置する関西パビリオンへの出展参加に向け、「大阪・関西万博三重県ブース（仮称）出展基本計画」の検討を進めています。

1 大阪・関西万博三重県ブース（仮称）出展基本計画の検討

大阪・関西万博三重県ブース（仮称）出展基本計画（骨子案）の内容は、別紙1のとおりです。

2 大阪・関西万博三重県ブース（仮称）出展基本計画（骨子案）の概要

①出展の目的

三重県では、今年にG7交通大臣会合が開催され、令和7（2025）年の大阪・関西万博、令和9（2027）年のリニア中央新幹線東京名古屋間開通と大きなイベントが続き、さらに、次期遷宮が行われる令和15（2033）年、リニア中央新幹線名古屋大阪間が開通する令和19（2037）年にかけて、様々な取組が始まり、三重県にとってチャンスが広がります。

このことから、大阪・関西万博の好機を着実に生かし、三重県への来訪につなげることを目的としています。

②出展参加のテーマ

「日本人のこころの原点 ～美し国みえへとつづく時を超えた物語～」

過去から現代、そして未来へとつづく「日本人のこころの原点」の物語を、三重の豊かな自然や食など「美し国みえ」の魅力とともに、エンタテインメント型の空間演出で体感・体験いただきます。

③成果目標

来場者数35万人

※過去の事例や法令等を踏まえた係数に面積等を乗じて算出しており、今後策定される関西パビリオンの運営計画により見直す場合があります。

※令和5年度の設計業務において、具体的な展示・取組と併せて新たな成果目標を検討します。

④展示構成

三重が世界に誇るオンリーワンの魅力と「出会う」、多様な魅力を「知る」、三重へ「旅立つ」という3つのゾーンで展開します。

○【出会う】時のトンネル

万博会場に居ながら「伊勢神宮」や「熊野古道伊勢路」から広がる三重県の千年を超える歴史物語を体感できる幻想的なトンネルを展開します。

○【知る】美し国みえ体験ひろば

県内5つのエリア別の観光紹介とともに、三重ならではの体験コンテンツを発信します。

県内市町、団体、事業者と連携した「オール三重」で魅力発信を実施します。

○【旅立つ】ナビゲーションデスク

コンシェルジュを配置し、来場者の多様なニーズにお応えするとともに、三重県への来訪のきっかけとなるような取組を実施します。

⑤催事計画

○関西パビリオン催事スペース（130㎡程度）

三重県ブースとは違う魅力をPRする場として、市町や団体等に参加していただき、来場者が三重県のことをもっと知りたいと思えるような催事を開催します。

○万博会場内催事スペース（5カ所程度）

より多くの来場者に参加していただき、オール三重での観光や食、祭りなどをテーマとした催事を開催します。

⑥観光・プロモーションの方向性

国内外の注目が高い大阪・関西万博において、会期前・会期中・会期後の各段階に応じたプロモーションを展開し、万博の好機を捉えた三重県への誘客・県産品の販路拡大を図るとともに、将来の三重県訪問のきっかけづくりを行います。

⑦概算事業費

大阪・関西万博への出展に係る事業費は、大きく以下の3つの費用が必要です。

※資材や人件費などの高騰により見直しが必要になる可能性があります。

○関西広域連合への負担金 建築費・運営費・WEBパビリオン：約2億円

外構・内装・関西展示等：関西広域連合で調整中

三重県が参加する関西パビリオンの設置・運営費用に係る負担金であり、原則として展示面積に応じた負担割合となります。

○三重県ブース展示費用 約4.6億円

※令和5年度の設計業務により決定します。

三重県ブースの展示に係る費用であり、展示の製作・設置工事、運営費、解体費用が主な内容です。

展示製作・設置工事：約2.0億円（平均的な㎡単価120万円程度）

運営費：約2.0億円（展示製作等と同額程度）

解体費用：約0.2億円（展示製作等の10%）

その他事務費：約0.4億円（基本計画策定、設計費等）

○イベント・その他事業費

万博会場や関西パビリオンの催事スペースにおけるイベントやその他万博に関連した誘客・県産品販路拡大等の取組について検討します。

3 今後の取組

今後は、3月末に開催予定の第3回大阪・関西万博関連事業推進本部会議において、出展基本計画を策定することとしています。

これまで「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会（2月）や「三重県プロモーションにかかると地域別懇談会」（5月、10月）において、市町と意見交換を行ってきました。令和5年度も引き続き県内市町等からのご意見をお聴きしながら、展示設計などの取組を着実に進めてまいります。

また、万博を契機に国内外から注目が集まる好機を生かし、三重県の魅力を最大限に発信できるよう、令和5年度は人流やターゲットを見極めながら、大阪市内に期間限定の情報発信拠点を複数カ所設置します。それにより関西圏の方々の物産や観光に対する傾向や手法による効果を検証し、関西圏におけるプロモーションを強化してまいります。

令和5年3月末 第3回大阪・関西万博関連事業推進本部会議

令和5年度 展示設計

令和6年度 展示製作・工事、リハーサル

令和7年4月13日～10月13日（184日間） 大阪・関西万博開催

出展の目的

三重県では、2023年にG7交通大臣会合が開催され、2025年の大阪・関西万博、2027年のリニア中央新幹線東京名古屋間開通と大きなイベントが続き、さらに、次期遷宮が行われる2033年、リニア中央新幹線名古屋大阪間が開通する2037年にかけて、三重県にとってチャンスが広がることから、大阪・関西万博の好機を着実に生かし、三重県への来訪につなげることを目的としています。

出展参加のテーマ

日本人のこころの原点

～美し国みえへとつづく時を超えた物語～

過去から現代、そして未来へとつづく「日本人のこころの原点」の物語を、三重県の豊かな自然や食など「美し国みえ」の魅力とともに、エンタテインメント型の空間演出で体感・体験いただきます。

成果目標

来場者数35万人

※関西パビリオン運営計画により見直す可能性があります。

※令和5年度の設計業務において新たな成果目標を検討します。

運営計画

関西パビリオンにおける基本的な運営（案内・予約管理など）は関西広域連合が担いますが、展示の説明や機器の運用は府県が担います。三重県ブースのテーマである「美し国」を体現できるようにおもてなしの心で、来場者に満足いただけるよう、関西広域連合と連携して運営を行います。

催事計画

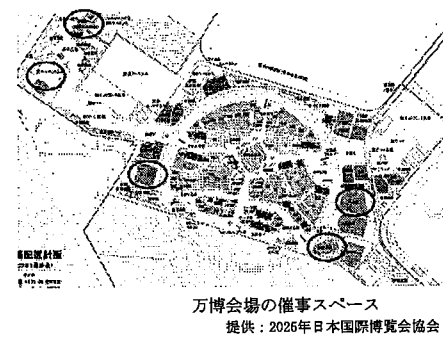
三重県ブースの展示とも連携して三重県の魅力を発信します。

○関西パビリオン催事スペース

市町や団体等に参加していただき、来場者が三重県のことをもっと知りたいと思えるような催事を開催します。

○万博会場内催事スペース

オール三重での観光や食、祭りなどをテーマとした催事を開催します。

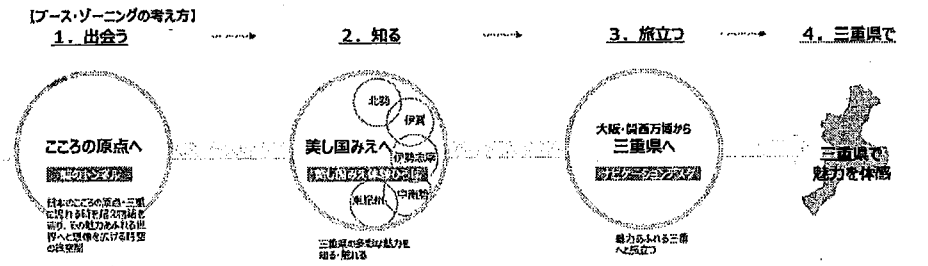


万博会場の催事スペース
提供：2025年日本国際博覧会協会

展示構成

面積 160㎡（予定）

三重県が世界に誇るオンリーワンの魅力と出会い、三重県の多様な魅力を知り、三重県へ旅立つという3つのゾーンで展開します。



①【出会う】時のトンネル



万博会場に居ながら「伊勢神宮」や「熊野古道伊勢路」から広がる三重県の千年を超える歴史物語を体感できる幻想的なトンネルを展開

②【知る】美し国みえ体験ひろば



県内5つのエリア別の観光紹介とともに、「三重県ならではの体験コンテンツ」を発信
県内市町、団体等と連携した「オール三重」で魅力発信

③【旅立つ】ナビゲーションデスク



コンシェルジュを配置し、来場者の多様なニーズにお応えするとともに、三重県への来訪のきっかけとなる取組を実施

観光・プロモーションの方向性

国内外の注目が高い大阪・関西万博において、会期前・会期中・会期後の各段階に応じたプロモーションを展開し、万博の好機を捉えた三重県への誘客・県産品の販路拡大を図るとともに、将来の三重県訪問のきっかけづくりを行います。

概算事業費

※資材や人件費等の高騰により見直す可能性があります。

○関西広域連合負担金

建築費・運営費・WEBパビリオン：約2億円
外構・内装・関西展示等：関西広域連合で調整中
関西パビリオンの建築・運営等の費用で、展示面積に応じた負担割となります。

○三重県ブース展示費用 約4.6億円

展示製作・工事、運営費、解体費用等が主な費用です。
令和5年度の設計業務により決定します。

○イベント・その他事業費

万博会場等での催事やその他万博に関連した誘客・県産品販路拡大等の取組について検討します。

その他

全体スケジュール

令和5年3月 第3回大阪・関西万博関連事業推進本部会議
令和5年度 展示設計
令和6年度 展示製作・工事、リハーサル
令和7年4月～10月 大阪・関西万博開催

推進体制

大阪・関西万博関連事業推進本部を設置し、県民、市町、団体、事業者と連携して、オール三重で取り組みます。

関西パビリオン

参加府県：滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、福井県、



関西パビリオンのイメージ 提供：関西広域連合

(3) 首都圏営業拠点「三重テラス」について

首都圏営業拠点「三重テラス」は、平成25年9月の開設以来、首都圏における三重の認知度を向上させるため、市町や関係団体等と連携を図りながら、ショッピング、レストラン、イベントスペースの機能により、三重の食や観光、歴史、文化などさまざまな三重の魅力情報を発信し、誘客の促進、県産品の販路拡大、「三重ファン」の拡大に取り組んでいます。令和5年2月末までの累計来館者数は5,110,233人となっています。

1 三重テラス第3ステージ（令和5年度～9年度）に向けた取組の経緯

今年度においては、有識者へのヒアリングや市町、商工団体等からの意見聴取も行いながら、これまでの運営上の成果と課題、社会環境の変化をふまえてとりまとめた「三重テラス第3ステージ運営方針（最終報告）」（以下、「運営方針」）に基づき、第3ステージに向けた運営事業者の選定等の準備を進めています。

2 業務委託事業者の選定状況

第3ステージでは、各機能のブラッシュアップを図るとともに機能間の連携を図り、相乗効果を発揮させることにより、三重の魅力をより効果的に発信し、首都圏からの誘客や県産品購入につなげます。

さらに、首都圏と三重県の様々な関係者の交流を促進し、「つながる」ことにより、一層の観光や物産購入のきっかけづくりなど、地域課題の解決につながるような自発的な取組の創出に注力します。

そのため、次のとおり「マネジメント業務」、「物販・飲食業務」、「内装設計業務」について、業務委託事業者の選定の手続きを進めているところです。

(1) マネジメント業務

- ① 三重テラス運営の全体調整
- ② イベント実施支援
- ③ コミュニティの形成や活動支援
- ④ 三重ファン等ネットワークの拡大
- ⑤ 観光・総合案内（コンシェルジュ）
- ⑥ SNS・メディア等を活用した三重の魅力情報の発信 等

(2) 物販・飲食業務

- ① 物販に関する業務
- ② 飲食に関する業務
- ③ 県内の事業者支援
- ④ 三重テラスへの集客 等

(3) 内装設計業務

- ① 耐用年数を超過するなど、不具合が生じている設備等の更新に伴うレイアウトの変更
- ② 観光・総合案内の設置に伴う区画割の一部変更
- ③ 商品の背景やストーリーが伝わる商品陳列の工夫や対面販売、テストマーケティングの実施スペースを確保するための物販スペースのレイアウト変更
- ④ 店内で三重の魅力の効果的な情報発信を実施するためのデジタルサイネージや最新デジタル技術の導入
- ⑤ コワーキング等交流スペースとしての利用整備 等

なお、企画提案コンペの実施スケジュールは以下のとおり、プレゼンテーション審査を実施し、今後手続きを進めます。

- ・物販・飲食業務 令和5年3月1日(水)
- ・マネジメント業務 令和5年3月3日(金)
- ・内装設計業務 令和5年3月20日(月)

3 令和5年度の運営について

第3ステージの営業開始(リニューアルオープン)は令和5年9月を予定しています。令和5年4月から8月においては、通常営業と並行して、三重テラス第3ステージへの円滑な移行に向けた準備を進めます。

- ・4月から7月の内装工事開始までの間は、現在の運営事業者による営業を継続し、9月のリニューアルオープン以降、新運営事業者が営業を行います。
- ・内装工事による休業期間は、できるだけ短期間となるよう努めます。

今後も、三重テラス第3ステージのリニューアルオープンを契機とした、さらなる首都圏プロモーションの強化に向け、県議会や市町、商工団体等からのご意見もお聴きしながら、三重の魅力発信の拠点として、観光誘客、県産品の販路拡大、関係人口の創出等について具体的な成果が得られるよう、積極的に取組を進めてまいります。

- ・令和5年4～7月 現在の運営事業者による営業を継続
- ・令和5年4～8月 新運営事業者による調整・運営準備
- ・令和5年7～8月 内装工事
- ・令和5年9月 リニューアルオープン(予定)

<三重テラス第3ステージに向けたスケジュール（案）>

| | 令和4年度 | | 令和5年度 | | | | | | |
|--------------------|-------------------------|----|---------------------|-----------------------------|------------|----|-----------|----------------------|------------------|
| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
| 内装設計 | 内装設計事業者の選定 | | 内装設計 | | | | | | |
| 内装工事 | | | | | 内装工事事業者の選定 | | 内装工事 | | |
| 運営事業者 (マネジメント) | 運営事業者の選定 | | 契約開始 | 県職員とともにイベント運営・調整、観光案内等業務に従事 | | | | | コミュニティ・マネージャーの配置 |
| 運営事業者 (物販・飲食) | 運営事業者の選定 | | 契約開始 | リニューアルオープンに向けた運営準備・調整 | | | | | 新運営事業者による営業 |
| 三重テラス営業 (物販・飲食) | 現運営事業者による営業 | | 現運営事業者による営業延長 | | | | 内装工事に伴う休業 | リニューアルオープン (9月予定) | |
| イベント企画 | イベント企画・運営(県) | | イベント企画・運営(県・新運営事業者) | | | | 内装工事に伴う休業 | オープニングイベント | |
| 建物賃貸借 | 建物賃貸借契約 (H30年度～R4年度) | | 建物賃貸借契約(R5年度～9年度) | | | | | | |

三重テラスの運営状況について（12月～2月）



MIE TERRACE

・オープン以来の来館者数累計は、令和5年2月28日現在で、5,110,233人です。

TOPICS

三重の“宝”トーク(1月22日、2月5日)

三重の魅力をテーマとした、「三重の“宝”トーク」を開催しました。第一回は「伊賀くみひも」、第二回は「三重の観光」をテーマに、トークとワークショップを行いました。

> 「技をつなぐ-伊賀くみひもの伝統と未来-」(1月22日)

国の伝統的工芸品に指定されている「伊賀くみひも」の職人の方々をゲストに招き、伊賀市にある工房とのオンライン中継を交えながら、トークとワークショップを実施。

ワークショップでは、丸台と呼ばれる組台を用いて、参加者が伊賀くみひものキーホルダーまたはプレスレットを制作。

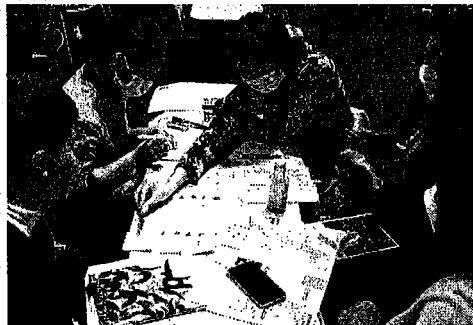
(参加者数:トーク 23人、ワークショップ 19人)



> 「三重のデザインラベルコースを考えるトーク&ワークショップ」(2月5日)

デザインの目線で地域の観光情報を紹介する雑誌『d design travel』の三重号発刊を記念し、編集長の神藤秀人さんと津市在住の彫刻家・中谷ミチコさんをゲストに招き、トークとワークショップを実施。

ワークショップでは、参加者が5~6人のグループに分かれ、1泊2日で三重を観光するトラベルコースを作成。(参加者数:トーク 25人、ワークショップ 22人)



イベントスペース



〇ついで(12月16日~17日)

主催:津市、津市農林水産物利用促進協議会

津市産のいちごやトマトなどの農林水産物の販売や、いちごシロップ作り体験、津市産の木材を使ったコースター作り体験などを実施。

(参加者数 16日:217人、17日:257人参加)



〇迎春福引大会(1月2日~1月3日) 主催:三重テラス

1階ショップ・レストランで500円以上お買い上げのお客様を対象に、「伊勢うどん」や「青さのり」など、三重の特産品が当たる迎春福引大会を実施。(参加者数 600人、協賛事業者数 13社)



〇ミエツドイミナツドエ 井村屋×浅井農園=(1月28日)

主催:三重県産業支援センター

三重での就労に興味がある若者と県内企業の経営者との交流を目的として、井村屋グループと浅井農園の経営者による対談と交流会を実施。(参加者数 34人)



〇みえ応援ポケモン「ミジュマル」撮影イベント(2月17日~19日)

主催:三重県観光誘客推進課

三重テラスにみえ応援ポケモン「ミジュマル」が登場し、撮影と交流のイベントを実施。あわせて、1階ショップでのお買い物キャンペーンを実施。(参加者数 208人)

TOPICS

ショップ

【12月】

- 赤福の特別販売を実施。「赤福餅」や「白餅黒餅」をはじめ、テラス初となる「あんパウンドケーキ」を販売。
- 松阪牛ローストビーフやしめ縄等年末年始の特別商材を販売。
- テラスオープン以来、ショップの月あたり売上が過去最高となる2,075万円を記録。

【1月】

- 新春福袋を販売。三重テラスオリジナル福袋は初日に完売。
- 旬の時期に「あおさフェア」を開催(1月11日～2月12日)。

【2月】

- 「みえの食セレクションの日」として試飲を実施(2月18日)。

○あおさフェアの様子



○「みえの食セレクションの日」試飲の様子



レストラン

【12月】

- 3年振りにクリスマス特別ディナーコースを提供。クリスマスイブには予約で満席(12月24日、25日)。

【1月】

- ランチのお客様へ伊賀の地酒である「半蔵純米吟醸金箔入り」の振る舞いを実施(1月2日～4日)。
- 伊勢えびや松阪牛ローストビーフなど、三重の食材をふんだんに使った新春特別ランチを提供(1月3日～9日)。
- 明野高校の「あかりのポーク」や「明高米」を使った特別メニューを提供(1月16日～22日)。

【2月】

- 「あおさフェア」で、あおさのパスタを計110食提供(1月11日～2月12日)。

○新春特別ランチ



DATA

- 令和4年度(4月～2月)は、対前年同期比で、来館者が111,208人増(38.5%増)、売上が56,001千円増(40.2%増)となっています。なお、コロナ禍前の令和元年度同期比では、来館者が174,314人減(30.4%減)、売上が45,142千円減(18.8%減)となっています。
- 9月～11月の3ヶ月と比べて、直近3ヶ月(12月～2月)は来館者数が11,017人減(8.7%減)、売上が8,365千円増(15.1%増)となっています。

「三重テラス」の来館者数及び売上額の状況

(単位：人)

1. 三重の魅力体験者の状況

| | 30年度計 | R1年度計 | R2年度計 | R3年度計 | R4年度計 (4月～2月) | 累計 |
|----------|---------|---------|--------|--------|------------------|---------|
| ショップ | 77,471 | 78,793 | 50,862 | 63,168 | 75,073 | 345,367 |
| レストラン | 29,743 | 29,130 | 11,459 | 10,470 | 10,202 | 91,004 |
| イベントスペース | 66,650 | 80,921 | 13,400 | 13,420 | 29,640 | 204,031 |
| その他 | 11,037 | 18,799 | 150 | 715 | 3,575 | 34,276 |
| 合計 | 184,901 | 207,643 | 75,871 | 87,773 | 118,490 | 674,678 |

2. 売上状況

(税込・単位：千円)

| | 25年度計 | 26年度計 | 27年度計 | 28年度計 | 29年度計 | 30年度計 | R1年度計 | R2年度計 | R3年度計 | R4年度計 (4月～2月) | 累計 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|-----------|
| ショップ | 60,616 | 103,695 | 142,438 | 149,547 | 137,547 | 139,839 | 141,342 | 98,891 | 115,064 | 140,660 | 1,229,639 |
| レストラン | 46,030 | 96,513 | 106,107 | 114,137 | 105,419 | 114,463 | 114,967 | 42,628 | 44,786 | 54,666 | 839,716 |
| 合計 | 106,646 | 200,208 | 248,546 | 263,684 | 242,966 | 254,302 | 256,310 | 141,519 | 159,850 | 195,326 | 2,069,357 |

3. 来館者状況

(単位：人)

| | 25年度計 | 26年度計 | 27年度計 | 28年度計 | 29年度計 | 30年度計 | R1年度計 | R2年度計 | R3年度計 | R4年度計 (4月～2月) | 累計 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|-----------|
| 三重テラス来館者 | 275,243 | 566,521 | 674,256 | 743,074 | 668,847 | 575,591 | 600,557 | 283,613 | 322,579 | 399,952 | 5,110,233 |

*数値は速報値であり、今後修正が生じる可能性があります。

*端数処理の関係上、合計が一致しない部分があります。

(4) 産業のカーボンニュートラル化に向けた取組の推進について

国内外において取組が進むカーボンニュートラル（以下、CN）の動きは、県内の主要産業である自動車関連産業、石油精製・化学産業等に大きな影響を及ぼすことから、CO₂排出量の削減、さらには事業構造の転換も視野に入れた対応に迫られています。

また、CN社会の実現に向けて、国をあげて再生可能エネルギーの導入が推進されており、本県においても生活環境や自然環境の調和を前提に、再生可能エネルギーの導入を進め、産業分野を含む県全体の消費エネルギーのCN化を図る必要があります。

CN社会においても、県内ものづくり産業が競争力や事業継続力を維持することができるよう、県では、県内企業のCN化及び再生可能エネルギーの導入に向けた取組を進めているところです。

1 自動車関連産業におけるCNの推進

(1) 現状・課題

自動車産業においては、自動車の電動化の進展に対応して、エンジン部品等からEV部品等への移行や他分野への展開、サプライチェーン全体でCO₂排出量削減、CO₂排出量の見える化、再生可能エネルギーの導入等に取り組むことが求められています。

県内自動車関連産業においては、CNに取り組む必要性の認識やCO₂排出量の把握や削減方法に関する知見が不足しており、企業の規模、取組段階に応じたCNを推進するとともにそれを担う人材の育成が必要です。

(2) 令和4年度の取組

- ・県内自動車関連産業におけるCNを一層推進するため、自治体としては初めて、一般社団法人日本自動車部品工業会と2月22日に連携協定を締結
- ・CN推進の裾野を広げていくため、CNに関する最新の動向や取組事例を学ぶセミナーの開催や、県内企業459社を対象にCN推進状況等を把握する調査を実施
- ・CN推進を担う人材を育成するため、自社の設備・電力使用データに基づき、生産性及びエネルギー効率の向上を学ぶ「DX寺子屋」を開催(全24回)

(3) 今後の取組

県内企業が国内外のCN化に的確に対応していくため、今年度を実施したCN推進状況等を把握する調査を踏まえ、県内外の支援機関等と自動車部品サプライヤーに対する支援体制を構築し、EV化等に対応した業態転換や事業再構築に向けた支援を行うとともに、デジタル技術を活用したサプライチェーン全体でのCO₂排出量の削減等の支援に取り組んでいきます。

2 四日市コンビナートにおけるCNの推進

(1) 現状・課題

四日市コンビナートは、石油精製・化学産業等が集積・連携し、燃料・エネルギー、基礎化学品及び高機能材料・製品などを全国に供給してきましたが、CN社会の実現に貢献するコンビナートへの転換、例えば、水素・アンモニア等の新たなエネルギーやCO₂フリー素材・製品の供給・利活用等が求められています。

このため、コンビナート企業だけでなく、県や四日市市など地域が一体となった取組を進めていく必要があります。

(2) 令和4年度の取組

令和4年度は、四日市コンビナートがCNに対応し産業基盤として持続的に維持・発展していくため、コンビナート各企業、学識経験者等で構成する「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会（以下、検討委員会）」を3回開催し、次の取組を進めています。

- ・四日市コンビナートの将来ビジョン（グランドデザイン）等を策定（3月末予定）
- ・関連企業等で構成する部会（生産プロセス部会、副生ガス利活用部会）を設置し、CO₂フリー原料・燃料の導入等に伴う事業継続性の検討や副生成物の利活用について検討

(3) 今後の取組

「ゼロエミッションみえプロジェクト」や四日市コンビナートの将来ビジョンの実現に向けて、四日市市や関連団体等と連携し、事業の具現化・プロジェクト化に向けて取組の加速化を図ります。

- ・県、四日市市及び四日市港管理組合で構成する「行政連携プラットフォーム」を設置し、ビジョン等の実現に向けた連携を強化
- ・化石燃料に代わる水素・アンモニアの活用に向けて、県内企業における需要ポテンシャルを調査し、サプライチェーン構築に向けた供給方法等を検討
- ・コストが高い水素・アンモニアを調達する場合の価格差の補填や規制緩和などに関する要望を国に行うとともに、県内事業所における新たな事業展開や投資促進に向けた企業本社への働きかけを実施
- ・「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」に引き続き参加し、水素等の需要増加に対する啓発活動を実施

3 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 現状・課題

県では、「三重県新エネルギービジョン」を策定し、地域資源や地理的条件などを生かした安全で安心なエネルギーの創出をするため、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギー導入促進を図ることとしています。

このうち、国が再生可能エネルギーの切り札として位置づける洋上風力発電については、一般海域を長期間（30年間）にわたって占用することから、再エネ海域利用法に基づく手続きが定められています。そのため、利害関係者の特定、関係する自治体・団体との調整状況など、数多くの事前の調査・調整が必要になるとともに、地域において導入のメリットやデメリットを正しく理解することが求められています。

(2) 令和4年度の取組

風力発電や中小水力発電など再生可能エネルギーの導入に向けた地域や事業者の取組の促進を図るため、県内の再生可能エネルギーポテンシャル調査を行っており、今年度中に取りまとめる予定です。

- ・風力発電、太陽熱、バイオマス発電・熱利用、中小水力発電の各再生可能エネルギーのポテンシャル（発電可能量）を推計
- ・特に、洋上風力発電に関しては、国（NEDO）が公表している洋上風況マップをベースに、洋上風力発電事業の成立が困難と見込まれる条件（風速、離岸距離、水深、航路など）に該当する海域を除外したうえで、風車の設置方式（着床式、浮体式）別にポテンシャルを推計
- ・海洋エネルギーや地熱発電など、今後導入が期待される再生可能エネルギーに関する現状や動向の整理

(3) 今後の取組

地域住民や事業者からの相談等に対し、地域との共生が図られるよう、現地調査や事業者への指導を行うとともに、出前講座などを活用した普及啓発の取組を進めていきます。

また、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーのポテンシャル調査結果を関係市町や事業者・県民に広く周知するとともに、関心のある地域において必要とされる情報の収集・提供に取り組みます。

(5) 企業誘致の推進について

1 現状と課題

カーボンニュートラルに向けた産業構造の転換や、I o T、A I等の急速な技術革新によるD Xの推進が求められるなか、企業においては、これに対応した成長戦略の取り込みと人材の確保・育成が大きな課題となっています。特に半導体産業では、国内生産能力の維持強化を図るとともに、国際競争力を支える半導体人材の育成が強く求められています。

また、三重県においては、若者の流出などによる生産年齢人口の減少や、旺盛な需要に対応する産業用地の不足が顕著になっています。

こうした状況を踏まえ、脱炭素やD Xの進展による産業構造の転換などに、県内産業が変化に柔軟に対応し、持続的に発展していけるよう、効果的な企業誘致と再投資の促進を展開する必要があります。

2 令和4年度の取組

(1) 企業誘致活動の展開

県では、企業訪問とオンライン会議を併用しながら積極的な企業誘致活動を展開するとともに、令和5年2月9日には3年ぶりに企業ネットワークセミナーを東京で開催するなど、三重県の操業環境の優位性を広くアピールしました。

これまでの取組の結果、みえ元気プランの令和4年度の目標数値である設備投資件数30件、投資額580億円に対して、令和5年2月末現在での設備投資件数は42件、投資額約601億円となっており、設定目標を達成しています。

(2) みえ半導体ネットワークの設立

全国各地で半導体関連工場の投資決定が行われるなか、半導体の設計・製造を担う高度専門人材の獲得競争が激化しており、九州・東北など国・地域単位で、半導体人材の育成を進める産学官連携の取組が始まっています。

本県においても、電子・デバイス製品の出荷額が18年連続で全国1位と、半導体産業は、本県の雇用と経済を支える主要産業の1つであり、県内半導体産業の更なる振興に向けて、新規企業の誘致や新たな設備投資を進めていくには、地域が一体となって人材の育成・確保に取り組むことが強く求められています。そのため、県内半導体産業の更なる振興に向けて、三重大学や各高等専門学校、県内の半導体企業等とともに3月2日に「みえ半導体ネットワーク」を新たに設立し、人材の育成・確保の取組を開始しました。

(3) 産業用地の確保に向けた取組

新たな産業用地の確保に向けた取組として、現在、北勢・中勢・伊賀地域を対象に適地調査を実施しています。各市町とも連携し、都市計画や法規制との整合性、地形及び交通利便性や電力、用排水などのインフラ状況などを基に63ヶ所の候補地を抽出しました。それらについて、各市町との意見交換を踏まえ評価の高い28ヶ所を選定し、簡易な産業用地の平面図の作成や概算工事費の試算などを行っています。さらに、より実現可能性の高い4ヶ所については、土地の高低差や排水方法等について詳細な検討を行い、より具体的な産業用地の造成図面の作成を行っています。

3 今後の対応

(1) 効果的な企業誘致と再投資の促進

- ・令和4年度から、国の2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を踏まえ、グリーン・デジタル関連分野を補助金の対象分野に新たに追加したところであり、引き続き、企業の幅広いニーズにワンストップで迅速に答えるとともに、企業投資促進制度の活用や規制合理化の取組等を進めながら、新規企業の立地や県内企業再投資を促進するための積極的な誘致活動を展開します。

(2) 半導体関連産業の振興

- ・産学官が連携した取組である「みえ半導体ネットワーク」を通じて、企業によるインターンシップの受入の充実、企業からの講師派遣による教育機関での講座など、学生と県内企業が交流する機会を創出します。
- ・他の産業と比較して、半導体産業は製造工程等がわかりにくいことから、学生向けに、半導体の種類や製造工程の説明とともに県内の半導体企業を紹介するパンフレットを作成し、学生の半導体産業への関心を高めます。
- ・また、人材育成だけでなく、サプライチェーンの構築に向けた企業間連携や立地等に関する操業支援など、関係者の意向を把握し、県内半導体産業の更なる振興に繋げられるよう取り組んでいきます。

(3) 産業用地の確保

- ・今年度実施した産業用地の適地調査の結果や補助制度を活用し、民間の資金やノウハウも活用した新たな産業用地の確保に向け、市町と連携して取り組みます。
- ・また、計画中の産業用地開発に係る手続きの円滑化や工場跡地等の未利用地の情報収集に努め、喫緊の企業ニーズへの対応も図っていきます。

〔参考 令和4年度の主な投資案件〕

●地域資源活用型産業の新規立地 ～株式会社コンフォートアライアンス～

2022（令和4）年6月、宿泊施設向けリネンサプライ及びリネン資材の刺しゅうを行う株式会社コンフォートアライアンス（本社：東京都千代田区富士見）が、鳥羽市へ進出し、新工場の建設を行うことを決定しました。同年12月より工場の操業が開始されています。

- ・投資額 約8億円
- ・新規雇用人数 45人程度
- ・操業開始 2022（令和4）年12月

●マザー工場型拠点の新規立地 ～株式会社よしみね～

2022（令和4）年4月、ボイラ設備や産業用機械器具の製造を行う株式会社よしみね（本社：大阪市西区京町堀）が、唯一の製造拠点である京都工場を閉鎖し、亀山市に新工場の建設を行うことを決定しました。

- ・投資額 約40億円
- ・新規雇用人数 30人程度
- ・操業開始予定 2025（令和7）年3月

(6) 中小企業・小規模企業の振興について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が繰り返され、その影響が長期化する中、ウクライナ情勢等を背景としたエネルギー・原材料価格等の高騰や、新型コロナウイルス感染症等に端を発したサプライチェーンの混乱に起因する半導体等の部材不足などの影響により、中小企業・小規模企業の経営環境はより一層厳しい状況となっています。

こうしたことから、傷ついた県内経済の回復を着実に進めていくため、中小企業・小規模企業が、長引くコロナ禍やエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を緩和し、乗り越えて、事業を継続、発展していけるよう、事業継続に向けた資金繰りの支援をはじめ、生産性向上・業態転換等の経営向上に向けた取組への支援策を展開してきました。

1 資金繰り支援

令和2年2月以降、中小企業融資制度において、新型コロナ関連の新制度の創設や制度改正等、社会経済情勢に応じて適時適切に事業者に寄り添った対策を行った結果、令和4年12月末の保証承諾実績は累計で、24,703件、4,507億円に達しました。

令和4年度は、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」について、引き続き保証料を大幅に軽減するとともに、既往の新型コロナ関連融資等からの借り換えにも対応するなど利用要件を拡充し、手厚い資金繰り支援を行いました。

また、事業者が借入れた資金を順調に返済できるよう、三重県信用保証協会に10名の経営改善コーディネーターを配置し、金融機関や商工団体などの関係機関と連携を図り、経営改善を伴走型で支援しました。(支援先企業 308者)

さらに、新型コロナや物価高騰などの影響を受けた事業者が、設備投資によって事業を拡大し、成長軌道へと向かうのを支援するため、「新型コロナ克服設備等投資支援資金」を継続するとともに、事業活動を通じて持続可能な社会を実現する取組を資金面から後押ししていくため、新たに「中小企業サステナブル経営推進資金」を創設しました。

(主な支援例)

- ・集客力を強化するためのホームページの改良やSNSの活用並びに業績評価に対応した賞与の仕組の導入(飲食業)
- ・他社に先がけて、大規模リフォームの受注を進めるための体制構築や、社長が経営・プロジェクト管理に注力するための経験者の採用(建設業)
- ・既存の販売データを活用したセグメント別収支の実施によるコスト管理の徹底と価格交渉力の強化並びに顧客ニーズの把握による新商品の開発(製造業)

2 生産性向上・業態転換支援

コロナ禍やエネルギー・原材料価格等高騰の影響を緩和し、乗り越えようとする中小企業・小規模企業等の生産性向上や業態転換に向けた取組を支援するため、生産性向上・業態転換支援補助金を3回に渡って公募しました。3回の募集を合わせて、延べ1,704件（計25億7956万1千円）の申請があり、審査の結果、合計1,010件（計14億809万8千円）の事業に交付決定を行いました。

（主な取組事例）

- ・事業承継を行った老舗飲食店によるデリバリー・テイクアウトへの対応
- ・美容業からレンタルタオルサービス事業への進出
- ・客層分析システムの導入による効率的な仕入の実現（小売店）
- ・AIカメラの導入による検査業務の自動化（製造業）
- ・AI学習機能搭載省エネ空調機制御機器の導入によるコスト削減（土産物店）
- ・加工工程の機械化による製造コスト削減及び効率化（味噌醸造所）

また、地域の中小企業・小規模企業の経営力・収益力の向上をめざして、感染防止対策、デジタル活用及び事業再構築・業態転換の3分野において、セミナー・相談会（18回、延べ150名程度）やアドバイザー派遣による個社支援（81者、延べ88件）を実施し、個別企業のニーズに応じた課題解決を支援してきました。

（主なアドバイザー派遣事例）

- ・ブレインストーミング手法を用いた、既存事業の強みを生かした新規事業のアイデア出し
- ・幅広い年齢層の新規顧客にリーチするために最適なSNSの活用
- ・新型コロナウイルス感染症対応を含めたBCP（業務継続計画）の再構築
- ・事業再構築補助金のための事業計画策定に係る助言
- ・インボイス対応・電子帳簿保存法対応に係る助言

3 販路開拓支援

高い技術や優れた製品を有しながら、経営資源の不足等により、新たな販路開拓等を進めることが困難な県内中小企業・小規模企業を支援するため、県外の大企業などの川下企業に直接自社の技術や製品等をPRする機会となる商談会等を開催しました。川下企業との新たな出会いの場を提供するとともに、直接の意見交換を通じて、具体的なニーズや技術開発動向の情報を把握し、自社の課題等の認識や今後の技術改良・商品開発等に役立たせることができる機会を創出してきました。

（商談会等の主な開催実績）

- ・技術展示商談会 in オティックス（7月14日） 出展企業数：12社
- ・技術展示会 in デンソー大安製作所（12月14日） 出展企業数：13社
- ・ものづくり企業バーチャル展示会（2月1日～28日） 出展企業数：18社

4 今後の取組方向

コロナ禍の長期化やエネルギー・原材料価格の引き続き高騰は、県内の雇用及び付加価値額の9割近くを支える中小企業・小規模企業に依然として大きな影響を与えています。こうした影響を受けた企業や、今後本格化するゼロゼロ融資の返済を迎える企業に対しては、引き続き資金繰り支援や伴走型の経営改善支援等、経営安定化に向け取り組みます。

一方で、社会経済情勢の変化が大きい局面は、経営者が成長に向けて自己変革・挑戦に踏み出しやすい時機であることから、この時機を逃さず、生産性向上・業態転換支援補助金等により、中小企業・小規模企業の前向きな取組を後押しするとともに、三重県版経営向上計画の策定支援やフォローアップなど、公益財団法人三重県産業支援センターや商工会、商工会議所等と連携して伴走型で支援を行っていきます。

(7) 国際展開の推進について

1 知事の台湾訪問

令和5年1月7日から11日まで台湾を訪問し、県内産業の振興などに向けてトップセールスを実施するとともに、MOU(覚書)の締結先との意見交換を行いました。今後の展開に期待が持てる有意義なものとなり、引き続き、実務面での交流を促進していきます。

(1) 県産品の販売促進及び観光誘客に関するトップセールス

台北市内の百貨店で「三重県観光物産展」を開催し、台湾の消費者に対して、県産品の販売促進及び観光誘客に関するPRをしました。

「三重県観光セミナー」を開催し、現地旅行会社、航空会社、現地メディアを対象(36社59名)に、三重県の観光の魅力等についてPRしました。

(2) 産業面のトップセールス

大手半導体受託製造会社(UMC)を訪問し、グループ会社の雇用と操業への御礼、継続した設備投資や人材の確保・育成に向けた取組への協力を依頼しました。

航空会社(チャイナエアライン)を訪問し、中部国際空港株式会社と連携して、三重県の観光の魅力をPRするとともに、航空便のコロナ以前の便数への早期回復について依頼しました。

船会社(ワンハイラインズ、エバーグリーンマリンコーポレーション)を訪問し、四日市港へのコンテナ船定期航路の寄港に対し謝意を伝えるとともに、四日市港への安定寄港を依頼しました。

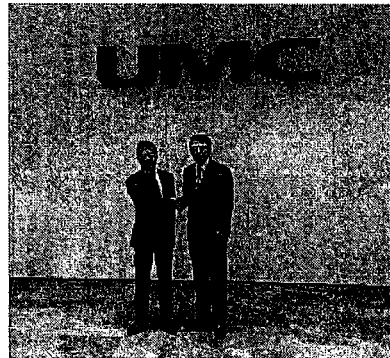
(3) MOU締結先との意見交換

平成28年(2016年)にMOUを締結した高雄市政府を訪問し、陳其邁市長と、産業、観光、教育などについて今後の交流に向けた意見交換を実施しました。

平成24年(2012年)にMOUを締結した台日産業連携推進オフィス(TJPO)を訪問し、産業連携に関する意見交換を実施しました。



三重県観光物産展(新光三越)



UMC訪問



高雄市政府訪問

2 姉妹・友好提携先との交流について

(1) スペイン・バレンシア州

令和4年に姉妹提携30周年を迎えました。今後の交流に向け、知事とバレンシア州首相のオンライン会談を予定しています。(調整中)

(2) ブラジル・サンパウロ州

令和5年は姉妹提携50周年を迎えることから、ブラジル三重県人文化援護協会(県人会)と連携して、周年を記念した交流を行っていきます。

(3) パラオ共和国

独立行政法人科学技術振興機構(JST)のさくらサイエンスプログラムを活用し、令和4年9月12日から18日までの7日間、パラオで農業を学ぶ学生等15名を三重県に招へいし、研修・交流を行いました。

また、パラオから寄贈された「友好のカヌー」について、昨年度実施したクラウドファンディングによる寄附を活用し、航行可能な状態へ修繕を行いました。

(4) 中国・河南省

令和3年度に友好提携35周年の協定書を締結し、若者の交流の強化と相互の往来を活発にすることを確認しました。本年度は、河南省訪問団の来県を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中国からの渡航が難しいことから、来年度以降に延期されました。

引き続き、オンラインの活用を含めた交流に取り組みます。

3 グローカル人材育成について

県が有する国際ネットワークを活用したグローバル人材育成の取組について、本年度は、以下のとおり機会の提供を行いました。

| | 内容 | 開催日 | 参加者数(※) |
|----|----------------------|------------|---------|
| 1 | 国際交流員(CIR)との交流会(志摩市) | 令和4年8月1日 | 23名(23) |
| 2 | 通訳案内士による観光案内レクチャー | 令和4年8月8日 | 12名(12) |
| 3 | 通訳案内士による伊勢神宮案内ツアー | 令和4年10月8日 | 14名(14) |
| 4 | 伊勢神宮案内動画オンライン発表会 | 令和4年12月13日 | 13名(13) |
| 5 | パラオ農業交流(四日市農芸高校) | 令和4年9月13日 | 100名(0) |
| 6 | パラオ農業交流(久居農林高校) | 令和4年9月14日 | 7名(0) |
| 7 | パラオ農業交流(三重大学) | 令和4年9月16日 | 11名(0) |
| 8 | パラオ調理実習交流 | 令和4年9月16日 | 9名(1) |
| 9 | パラオ高校生との交流(ICETT招へい) | 令和5年2月19日 | 15名(12) |
| 10 | グローバル人材育成講座(第1回) | 令和4年11月13日 | 23名(10) |
| 11 | グローバル人材育成講座(第2回) | 令和4年12月11日 | 41名(6) |

| | 内容 | 開催日 | 参加者数(※) |
|----|----------------------|------------|---------|
| 12 | グローバル人材育成講座（第3回） | 令和4年12月18日 | 28名（14） |
| 13 | JENESYS2022交流会（SDGs） | 令和5年1月22日 | 17名（17） |
| 14 | JENESYS2022交流会（環境） | 令和5年1月22日 | 6名（2） |
| 15 | 河南省高校交流（四日市高校） | 令和4年7月5日 | 59名（0） |
| 16 | 河南省高校交流（四日市高校） | 令和5年3月2日 | 55名（0） |
| 17 | 河南省高校交流（南伊勢高校） | 令和4年9月20日 | 3名（0） |

（※）カッコ内はみえグローバル学生大使参加者数、内数

4 ポストサミットについて

「伊勢志摩サミットの開催後、我が国で次のサミット開催地が決定するまで」を三重県の「ポストサミット期」としていたことから、G7広島サミットの開催決定により、本年度でポストサミットの期間終了となります。

一方で、伊勢志摩サミット記念館「サミエール」については、「原則、日本における次期サミットの開催年まで設置すること」としており、その後の対応については、関係者間で来年度中に検討・調整してまいります。

(8) G7三重・伊勢志摩交通大臣会合について

本年6月に開催されるG7三重・伊勢志摩交通大臣会合（以下、「大臣会合」という。）の成功に向けて、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を中心に、開催支援、開催気運の醸成、及び三重の魅力発信の3つの基本方針のもと、官民を挙げて様々な取組を進めています。

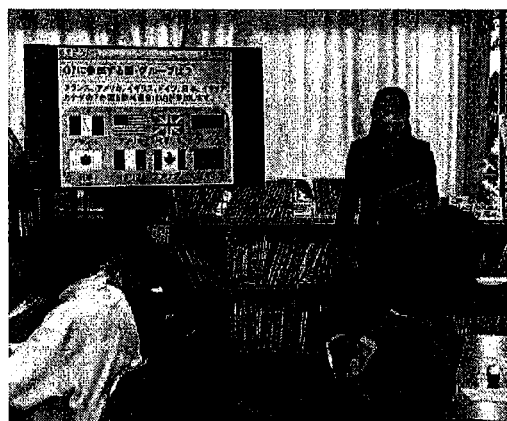
1 大臣会合の開催に向けた取組

(1) 開催気運の醸成

① 「出前授業」の開始

大臣会合の開催を契機に、次世代を担う子どもたちに国際的な視野や感覚を身に着けていただくため、参加国の紹介、議論される内容、未来の交通等に関する出前授業を1月31日から実施しています。

まずは、大臣会合の開催地となる志摩市内の小中学校から開始し、令和5年4月からは、実施エリアを県内全域とするとともに、小・中学校に加え、高等学校、特別支援学校にも対象を拡大します。



R5.1.31 出前授業（志摩市立神明小学校）

② イベント等でのPR

大臣会合を広く知っていただくとともに、開催地となる三重県の魅力を発信することを目的として、県内外の商業施設等でのブース出展等を行っています。

1月20日～22日 イオンモール津南からスタートし、2月5日 近鉄四日市駅、2月23日～26日 近鉄百貨店四日市店で「三重のいいモノ・うまいもの発見！！フェア」への出展、2月26日「志摩フェスタ～道の駅伊勢志摩～」への出展などを行いました。

今後も、様々なイベントへの出展などを通じて、効果的なPR活動に取り組めます。



R5.1.20 イオンモール津南



R5.2.26 志摩フェスタ

③カウントダウンボードの設置

大臣会合開催に向けて、歓迎気運醸成のため、2月22日から、県庁行政棟1階玄関ホールにカウントダウンボードを設置しました。このカウントダウンボードは、G7伊勢志摩サミット時に三重県森林組合 連合会から寄贈されたものを活用しリメイクしています。

大臣会合開催に向け、更に歓迎ムードが高まるよう、今後も気運醸成に取り組みます。



R5. 2. 22 カウントダウンボード設置

(2) 三重の魅力発信

①公式SNSアカウント「Find Mie-TMM-」の開設

大臣会合に関する内容や開催地三重の魅力を発信するため、1月19日から公式SNSアカウント (Twitter、Instagram、Facebook) を開設しました。各SNSの特色をふまえた親しみやすい投稿で、2月22日現在、各SNSのインプレッション数 (※) が計25万回を超えるなど、多くの皆様にご覧いただいています。

引き続き、様々な方々への広がりとその共感を得て、大臣会合の開催気運がより高まるよう取り組みます。

※インプレッション数：投稿がユーザーのタイムライン上で表示された累計数



Twitter

【三重県公式】Find Mie-G7TMM-
ユーザー名：@findmie7tmm

Instagram

【三重県公式】Find Mie-G7TMM-
ユーザー名：g7tmmfindmie

Facebook

【三重県公式】Find Mie-G7TMM-
ユーザー名：Find Mie-G7TMM-

②海外メディア・大使館関係者向けPRイベント

海外への情報発信を目的に、2月28日、三重テラスにおいて、駐日海外メディア、駐日外国大使館関係者を対象にPRイベントを開催し、三重県における海洋環境への取組や真珠養殖産業、海女文化について紹介しました。また、伊勢茶や県産食材を使用した昼食を提供し、三重の食の魅力にも触れていただきました。

こうした取組により、海外での三重県の認知度を高め、観光客の増加や、県産品の消費の拡大に繋がります。



R5.2.28 PRイベント（三重テラス）

2 今後の取組

(1) 開催支援

G7各国大使館職員等を対象とした国主催現地説明会等の、開催準備に向けた取組が円滑に行われるよう、志摩市、周辺市町、関係機関等と連携して支援します。

また、会合開催にあたっては、周辺住民にご不便をおかけすることもある中で、きめ細かな情報を提供させていただくことが重要であることから、三重県警察本部や第四管区海上保安本部等との連携のもと、本年4月に「住民説明会」を開催し、大臣会合開催に伴う住民生活への影響等を説明させていただく予定です。

今後、大臣会合開催に向けて、本格化する会場警備、危機管理対策などの準備について、志摩市、周辺市町、関係機関等と連携し、開催支援に万全を期します。

(2) 開催気運の醸成

大臣会合の開催をより効果的にPRするため、今後、ポスター、バナーフラッグ、ノベルティー等の制作物に統一したグラフィックデザインを導入することとし、このデザインを県内高校生の協力のもと制作する予定です。

また、大臣会合開催に先立ち実施予定のクリーンアップ運動やウェルカムフラワー運動について、関係市町と連携して実施します。

さらに、大臣会合開催中の歓迎行事等で、みえグローバル学生大使による三重の魅力紹介、伝統芸能や歓迎音楽演奏の披露など、次世代を担う若者や子どもたちが活躍し、国際交流、国際理解を深める大臣会合となるよう取り組みます。

(3) 三重の魅力発信

大臣会合開催中の食事の機会への三重県産食材や日本酒等の活用、各国大臣贈呈品等への県産品・伝統工芸品の活用、会場装飾などへの県産木材、花木の活用などを国に提案し、三重の魅力発信に繋がるよう取り組みます。

また、大臣会合開催時の各国代表団等によるエクスカージョンの開催など、多くの関係者が本県を来訪し、三重の魅力に触れていただけるよう、国や各国大使館への働きかけを行います。

さらに、会場内において、三重の観光、県産品や伝統工芸品、県内企業の技術等の展示・体験ブースが設置できるよう、今後、国へ要望していきます。

(9) 観光振興について

1 現状

令和4年の三重県内の延べ宿泊者数（速報値）は約695万人、うち外国人は約5万人となり、それぞれ平成31年（令和元年）と比較して、81%、13%となっています。

最新の数値である12月で比較すると、令和4年12月の三重県内の延べ宿泊者数（速報値）は約70万人、うち外国人は約9千人となり、それぞれ令和元年12月と比較して、107%、33%となっています。

2 今後の取組方向

三重県観光には、(1) 平均宿泊日数の短さ、(2) 首都圏からの来訪客の低迷、(3) 外国人旅行者が少ない、という大きな課題があります。

そこで、三重県を訪れる観光旅行者の滞在時間や宿泊日数の増加に向けて、三重の「食」や「文化」といった観光資源を生かした周遊ルートの造成などにより拠点滞在型観光を推進していきます。

加えて、首都圏からの来訪者の増加に向けて、主要駅での交通広告やSNSなど多様な媒体を活用した魅力発信など、戦略的なプロモーションを展開していきます。

さらに、外国人旅行者の増加に向けて、高付加価値旅行者を誘致するためのプロモーションや、大阪・関西万博の機会をとらえた観光誘客など、インバウンド誘致を加速していきます。

また、観光需要の喚起については、引き続き、観光需要の動向を見極めながら対応してまいります。

なお、令和5年度は、現行の「観光局」を廃止し、「観光部」を新たに設置することにより、組織体制を拡充して取り組んでいきます。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 拠点滞在型観光の推進 | 資料9-1 |
| (2) 首都圏プロモーション | 資料9-2 |
| (3) インバウンド誘致 | 資料9-3 |
| (4) 観光需要の喚起 | 資料9-4 |

拠点滞在型観光① (令和4年度の取組)

「拠点滞在型観光×三重」ブランディングに向けた観光資源の魅力創出モデル事業

宿泊施設等を拠点とした県内での滞在を促進するため、地域ならではの体験コンテンツの造成や磨き上げ、コンテンツを活用した周遊ルートを創出するモデル事業を実施

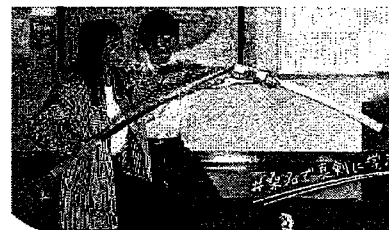
<成果>

- ・ 拠点滞在型観光に資する**体験コンテンツが飛躍的に増加** (計46件)
- ・ OTAを通じて**体験コンテンツを販売** (R4.10~)
- ・ 体験コンテンツを組み合わせた**2泊3日以上**の旅行商品を販売 (R5.2~)

情報発信：「みえのイマココ旅」特設サイトの開設
You Tubeを活用した動画配信 (5本)
県内5エリア別のガイドブックの配布

商品化：アソビュー、じゃらんを活用した体験コンテンツの販売
JTBなどの旅行会社における2泊3日以上の周遊旅行商品の販売
(首都圏富裕層向け、個人向け、団体向け)
じゃらんを活用した体験付き宿泊プランの販売
「日本観光ショーケースin大阪・関西」への出展、旅行会社バイヤーと商談 (3月24日~26日予定)

ガイド人材育成研修会：延べ15回開催、136事業者・団体が参加



<課題>

- ・ 富裕層やインバウンド向けには、**体験コンテンツの高付加価値化、旅の価値を高められるガイド人材の育成**を図る必要がある
- ・ 周遊ルート構築に向けて、宿泊施設や観光施設の高付加価値化や二次交通の確保など**ハード面のレベルアップ**が必要
- ・ 宿泊施設を拠点とした滞在観光に向けて、**明確なコンセプトに基づいた観光地域づくり**を着実に進める必要がある

拠点滞在型観光② (有識者の意見)

<質の高い観光地づくり作業部会>

- 目的 高付加価値インバウンドに選ばれる「質の高い観光地づくり」をめざし、令和4年8月に開催したシンポジウムにおける有識者の提言を、さらに具体化させるために開催（令和4年12月～令和5年2月 計3回）
- 有識者 矢ヶ崎 紀子（東京女子大学 教授）
雀部 優（株式会社三井不動産ホテルマネジメント 代表取締役社長）
沢登 次彦（株式会社リクルート ジャらんリサーチセンター センター長）
- 有識者の意見と今後の対応

有識者の意見

- ①ターゲット層について
欧米豪のミドル富裕層（1回の旅行で100万円程度を消費）は有望市場
- ②宿泊施設について
既存の高付加価値宿泊施設の効果的な活用と、上質な宿泊施設の立地を促す**制度の創設**を
- ③受け入れに必要なコンテンツについて
ターゲットの嗜好・トレンドを十分調査
- ④地域の体制について
DMOが地域全体の底上げを行えるように

今後の対応

- ①新しい発見や感動を持ち帰ってもらうため、**本質的な文化価値を伝えられるプロフェッショナルガイド**の育成に着手
- ②新たな宿泊施設向け**補助金の創設**と、既存の施設の**増築やリノベーション**等を促す施策を構築
- ③欧米豪の富裕層に人気のコンテンツ（**サステイナブル、学び、文化理解**）を意識して磨き上げ、周遊ルート化
- ④**DMOが司令塔**となって地域の戦略を作り、実行に移すことができるよう体制構築を支援

拠点滞在型観光③ (令和5年度の取組①)

質の高い観光地づくり作業部会の結果を受けて、欧米豪のミドル富裕層をターゲットに、高付加価値な周遊ルート構築/持続可能で上質な観光地づくりに注力してまいります

観光資源の磨き上げと周遊ルートの形成

(1) 体験コンテンツの高付加価値化

三重県を訪れた旅行者に対して宿泊施設等を拠点とした県内での滞在を促進します。

- ・ 拠点滞在型観光に関わる地域の事業者の連携強化
- ・ 「三重ならではの」特別感のある体験・アクティビティの新規造成
- ・ 令和4年度で造成した体験・アクティビティの高付加価値化
- ・ 「拠点滞在型観光×三重」ブランディング

(2) ガストロノミーツーリズムの推進

本県を訪れる旅行者が「食」を通じて旅の満足度を高めるよう、地域の課題を解決するための支援やプロモーションを行います。

(3) インバウンド向け県内周遊促進

インバウンドの県内周遊を目的に、“これまでにない” “三重ならではの”観光周遊ルートを企画開発し、SIT (Special Interest Tour) 旅行商品を造成します。



持続的な観光地づくりの司令塔となるDMOへの支援

(1) DMOの機能強化

DMOの司令塔機能を強化することで、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略(改善計画)を策定し、戦略を着実に実行に移すことができるよう支援します。

- ・ DMO運営責任者向け研修
- ・ 意欲あるDMOに対するコンサルティング支援

(2) 全県DMOによるDMO支援

全県DMOである三重県観光連盟等と連携し、地域DMOのデジタルマーケティング導入やインバウンド向けプロモーションを支援します。

拠点滞在型観光④ (令和5年度の取組②)

上質な観光地づくりに向けた受入環境整備

(1) 地域の観光資源を生かした周遊基盤整備補助金

インバウンドを含む高付加価値旅行者の滞在型観光の実現に向け、2泊3日以上での広域での周遊ルート形成に必要な基盤整備事業について支援。※1計画あたり最大3億円の補助金

【補助対象事業】

- ① **宿泊施設改修** (補助上限：3千万円；補助率：1/3)
古民家の宿泊施設化（リノベーション）、客室の上質化等、宿泊客の単価上昇に繋がるもの
- ② **観光施設改修** (補助上限：1千万円；補助率：1/3)
インバウンド対応に向けた改修、観光客の単価上昇に繋がるもの
- ③ **二次交通ルート整備** (補助上限：2千万円；補助率：1/2)
バスやタクシーの実証運行支援、待合環境の整備等二次交通の品質向上に繋がるもの

※ 新規宿泊施設の誘致については、三重県企業投資促進制度を活用



(2) ヘリを活用した二次交通の検討

高付加価値旅行者層の二次交通における課題解決に向け、ヘリを活用した実証実験を行うほか、ヘリポート整備促進マニュアルを作成

(3) 熊野古道伊勢路における受入環境整備事業

熊野三山エリアに訪れるインバウンドを熊野古道伊勢路沿道に誘客するため、外国人目線でのアドバイスをもとに、沿道の宿泊施設をネットワーク化し、インフォメーションセンター機能を強化

観光人材の確保・育成

(1) 人材確保

県内の観光事業者と、地域おこし協力隊や県外/県内大学生、観光関係の専門学校等、観光関係の職業に関心が高い層とのマッチングの場を提供

(2) 人材育成

高付加価値コンテンツに対応できるプロフェッショナルガイドの育成を支援

首都圏プロモーション① 令和4年度の取組

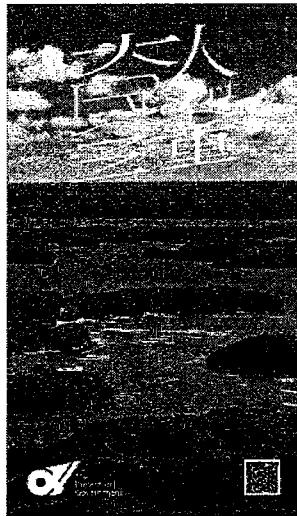
首都圏主要駅への交通広告の掲出【デジタルサイネージ】

| 掲出駅 | 掲載期間(一部期間除く) |
|-------------------|--------------------------------|
| JR東京駅 東京メトロ大手町 | R4.11.23~R5.1.1 R5.1.1~3.31 |

Cut 1



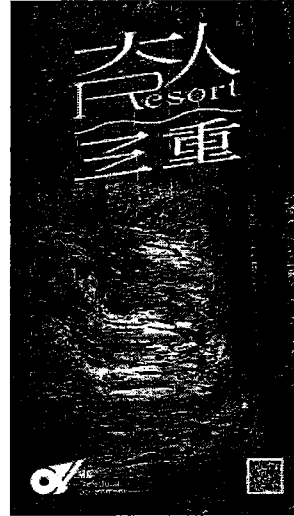
Cut 2



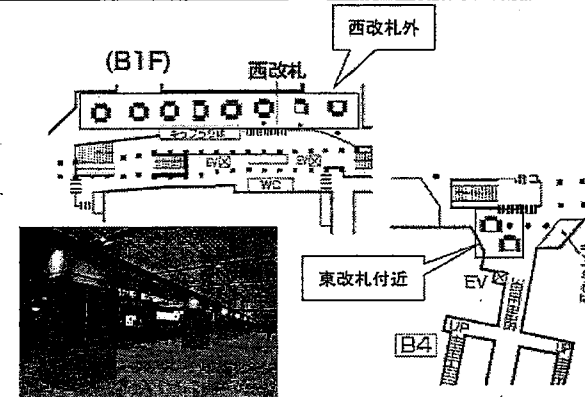
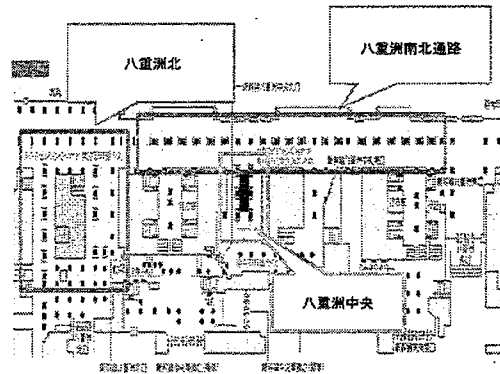
Cut 3



Cut 4



Cut 5



首都圏プロモーション② 令和5年度の取組

■三重県の強みを生かし、首都圏等大都市圏において、 以下のような戦略的プロモーションを実施予定

①インフルエンサーを活用したSNS発信、イベントの開催、旅行商品の造成等

②新聞・TV等のメディア展開

③主要駅における交通広告の掲出

④「ツーリズムEXPOジャパン2023」への出展

⑤「2025年大阪・関西万博」に向けたプロモーション

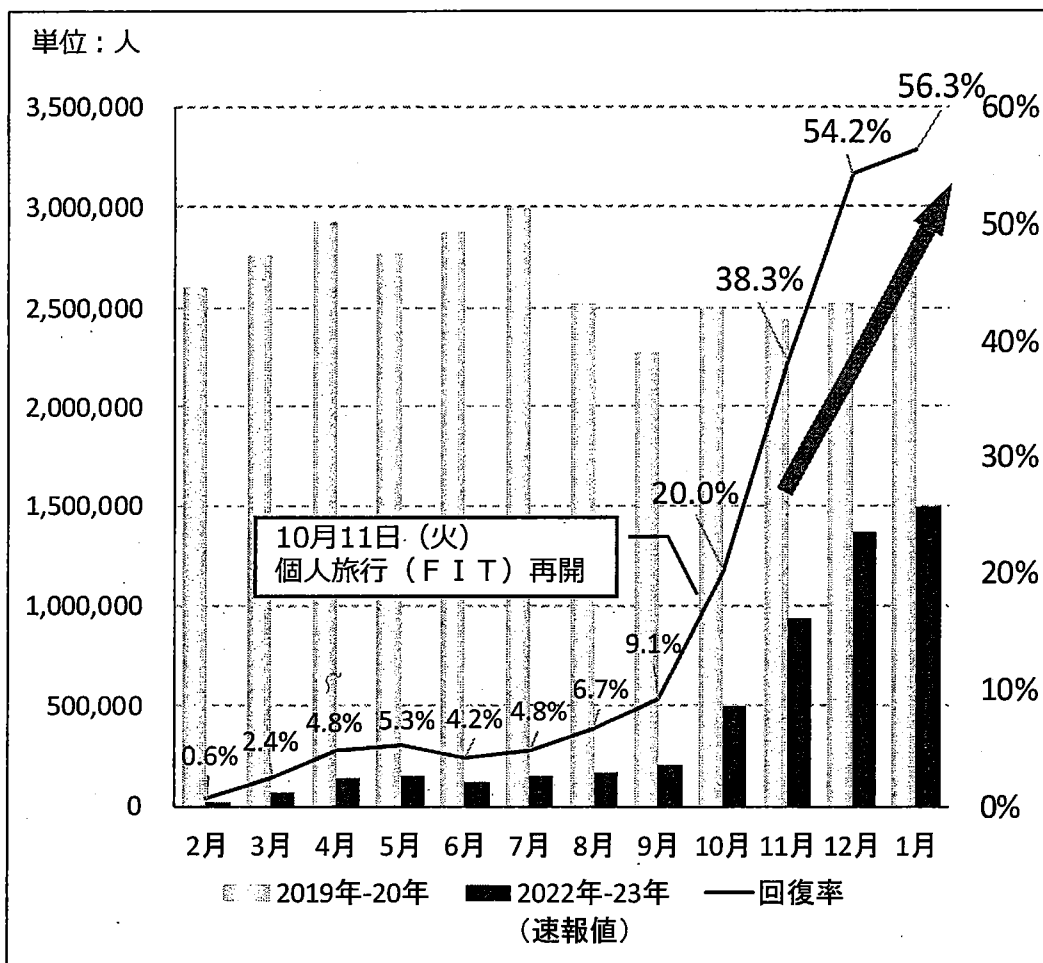
⑥次期式年遷宮に向けたプロモーション

⑦観光プロモーションプロデューサー（仮称）配置

インバウンド誘致① 訪日旅行の回復状況

○令和4年10月1日に個人旅行（FIT）が再開され、令和5年1月の訪日外国人の人数は、コロナ前の56.3%まで回復しました。
○中国については、水際対策が継続されており、回復が遅れています。

(1) 過去1年間の訪日外客数推移



(2) 国・地域別の状況

(単位: 人)

| | 2020年1月 ① | 2023年1月 ② | 増減 (②-①) |
|--------|--------------|--------------|-------------|
| 中国 | 924,790 | 31,200 | △ 893,590 |
| 台湾 | 461,239 | 259,300 | △ 201,939 |
| 韓国 | 316,812 | 565,200 | + 248,388 |
| 香港 | 219,358 | 151,900 | △ 67,458 |
| 米国 | 117,343 | 88,100 | △ 29,243 |
| タイ | 112,534 | 63,400 | △ 49,134 |
| 豪州 | 85,314 | 52,600 | △ 32,714 |
| フィリピン | 53,588 | 29,700 | △ 23,888 |
| ベトナム | 50,424 | 51,500 | + 1,076 |
| マレーシア | 44,829 | 27,100 | △ 17,729 |
| インドネシア | 37,540 | 22,600 | △ 14,940 |
| シンガポール | 30,180 | 26,700 | △ 3,480 |
| カナダ | 28,931 | 18,700 | △ 10,231 |
| 英国 | 24,320 | 15,100 | △ 9,220 |
| フランス | 16,481 | 9,800 | △ 6,681 |
| インド | 13,884 | 9,000 | △ 4,884 |
| ドイツ | 11,189 | 7,400 | △ 3,789 |
| その他 | 112,266 | 68,000 | △ 44,266 |
| 合計 | 2,661,022 | 1,497,300 | △ 1,163,722 |

出展: 日本政府観光局 (J N T O)

インバウンド誘致② 令和4年度の現地プロモーション

○国の水際対策の緩和を受けて、インバウンドの早期回復を図るため、県内事業者等と連携し、現地でのプロモーションを積極的に実施しました。

欧州



【台北】三重県ファンミーティング（2月）

東アジア

- ① 【台北】旅行会社等向け観光セミナー（6月）
- ② 【高雄】高雄旅行博への出展（7月）
- ③ 【台北】旅行会社向け観光セミナー（1月）
- ④ 【台北・高雄】一般消費者向け観光セミナー（1月）
- ⑤ 【台北】三重県ファンミーティング（2月）
- ⑥ 【台北・高雄】関西観光本部主催 オール関西大商談会への参加（3月予定）

東南アジア

- ① 【フランス】旅行会社向け観光セミナー（10月）
- ② 【市場横断】ILTMカンヌ（富裕層商談会）への参加（12月）
- ③ 【フランス】旅行会社向け観光セミナー（2月）
- ④ 【フランス】SMT-Paris（旅行博）への出展（3月予定）

- ① 【タイ】現地旅行会社等へのセールス（7月）
- ② 【タイ】バンコク日本博への出展・商談（9月）
- ③ 【マレーシア】MATTAフェア（旅行博）参加（9月）
- ④ 【タイ】中部国際空港利用促進協議会主催 訪日旅行セミナー・商談会への参加（10月）
- ⑤ 【シンガポール】現地旅行会社へのセールス（11月）
- ⑥ 【マレーシア】アップル・トラベルフェア参加（10月）
- ⑦ 【タイ】FITフェア（旅行博）への出展（1月）
- ⑧ 【タイ】三重県ファンミーティング（2月）
- ⑨ 【シンガポール】NATASトラベル（旅行博）への出展（2月）
- ⑩ 【タイ】三重県主催 インバウンド商談会（2月）
- ⑪ 【マレーシア】MATTAフェア（旅行博）・JNTO主催 商談会参加（3月予定）



【フランス】旅行会社向け観光セミナー（2月）



【タイ】FITフェア（1月）

インバウンド誘致③ 令和5年度の取組

- 外国人観光客による県内消費額の増加を図るため、高付加価値旅行者層の誘致や、ものづくり企業などの技術や経営理念を活用した産業観光の推進などに取り組みます。
- 大阪・関西万博などの機会をとらえ、関西を訪問する外国人観光客の県内誘致に取り組みます。
- 地域が主体となって取り組むインバウンド誘致等の取組を支援します。

(1) 高付加価値旅行者層の誘致促進

①高付加価値旅行者の誘致

これまで三重県が注力してきた市場を中心に、令和4年度に整備したコンテンツを活用したプロモーションに取り組みます。

- ・海外旅行会社の招請（ファムトリップ）
- ・海外旅行博への出展
- ・富裕層向け旅行商談会への参加 等

②新たに取り組むべき市場の調査

今後、三重県が新たに取り組むべき市場等について調査を行います。

③産業観光の推進

三重県産業観光推進協議会（令和4年4月発足、会長：加藤丈典 Iハックス㈱代表取締役社長）と連携し、誘客事業を推進します。

- ・産業観光関連の情報収集・分析
- ・旅行会社対象のトライアルツアーの実施
- ・ウェブサイトやSNSを活用した誘致活動
- ・商談会への参加
- ・産業観光講演会の開催 等



(2) 戦略的なプロモーションの実施

①関西と連携したプロモーションの実施

関西を訪問する外国人観光客の県内誘致を図るため、関西観光本部と連携した誘客プロモーションに取り組みます。

- ・関西観光本部が進める関西広域プロモーションへの参画
- ・特別な体験等を活用したルート整備・発信 等

(3) 地域が取り組むインバウンド誘致への支援

①広域連携インバウンド推進協議会等負担金

県内の観光地域づくり法人（DMO）等、地域が主体となって取り組むインバウンド誘致や、観光地の高付加価値化を推進する取組を支援します。

【支援を行う取組（例）】

- ・地域における戦略の策定
- ・人材の育成・確保
- ・広域で連携した誘客事業の実施
- ・高付加価値なインバウンド向け観光地づくりに資する事業の実施
- ・協議会等の運営 等

観光需要の喚起

- 年明けの1月10日(火)から全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」を再開
- 令和5年度も引き続き様々な旅行需要喚起事業を実施予定

(1) 全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」

全国を対象とした旅行割引を実施。あわせて利用者に「おいでよ！みえ旅クーポン」を配布することで、旅行需要を喚起するとともに、県内観光地での消費促進を図る。

令和5年1月10日(火)～3月30日(木)実施

令和4年度実績(2/13現在)



県民割 :実績ベースで延べ約77.7万人が利用

全国旅行支援 10/11～12/27

:実績ベースで延べ約109.9万人が利用

全国旅行支援 1/10～3/30

:予約ベースで延べ約54.5万人が利用

全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」の概要

| | |
|----------------------------|---|
| 割引率 | 20% |
| 割引上限額 | 交通付旅行商品:5,000円(一泊当たり) (鉄道、バス、タクシー、ハイヤー、航空など) 上記以外:3,000円 |
| 対象 | 全国 |
| | 平日:2,000円 休日:1,000円 |
| 地域応援クーポン 「おいでよ！みえ旅クーポン」 | 2月20日(月)から3月24日(金)まで 宿泊旅行限定でクーポンを追加配布！ 平日:4,000円 休日:2,000円に |
| 利用条件 | ワクチン3回接種or陰性の検査結果証明 |

(2) 旅行商品造成事業

交通機関等の利用促進のため、交通事業者等と連携した県内周遊ツアーを造成・販売、観光産業全体を支援
令和4年度実績(2/19現在) 延べ14,350人が利用

(3) 県内教育旅行促進事業

県内の学校が県内を目的地として実施する教育旅行の促進を支援

令和4年度実績(1/27現在)

延べ1,062校、70,169人分を交付決定



(4) 三重のあそび体験利用促進事業

県内体験施設、体験プログラムの利用促進のため、体験料金割引キャンペーンを実施

令和4年度実績(1/31現在)

利用者数:約24,000人 売上高:約1億1千万円

人気メニュー: SUP体験、森林アドベンチャー体験、真珠取り出し体験、釣り体験、忍者修行体験など



(3) みえ周遊ドライブプラン事業

NEXCO中日本と連携、高速道路定額割引とお得な商品券をセットで販売、県内周遊と観光地での消費促進
令和4年度実績(1/31現在) 利用者数:約9,000人

(10) 令和4年度 包括外部監査結果に対する対応について

1 監査テーマ

観光振興・観光関連事業に関する事務の執行について

2 監査結果と対応方針

雇用経済部では観光局及び県産品振興課の22事業について、監査が実施され、そのうち19事業に対して、20件の「指摘」と23件の「意見」をいただきました。その内訳は、以下のとおりです。

また、その内容と対応方針の概要は次頁のとおりです。

| | 指摘 | 意見 |
|-----------------|-----|-----|
| 入札・契約事務に関すること | 5件 | 6件 |
| 事業の執行に関すること | 3件 | 8件 |
| 補助金・支援金事務に関すること | 6件 | 2件 |
| 負担金事務に関すること | 3件 | 4件 |
| 予算の執行に関すること | 2件 | 1件 |
| その他 | 1件 | 2件 |
| 合計 | 20件 | 23件 |

※「指摘」とは、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項及び正確性、有効性、効率性並びに経済性に著しく反している事項として速やかに改善することを求めたもの。

「意見」とは、正確性、有効性、効率性並びに経済性の観点から意見を述べた事項として改善を検討することを求めたもの。

令和4年度 包括外部監査結果に対する対応方針

| テーマ・区分・内容 | 対応方針 | 備考 |
|---|---|-------|
| 包括外部監査の意見及び指摘 | | |
| 1 世界から選ばれる三重の観光 | | |
| 観光事業推進費 | | |
| ① 三重県観光客実態調査事業の履行確認について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること | | |
| <p>当事業の委託業務完成報告書について、分析結果が記載されていない暫定版で履行確認が行われていた。コロナ禍のため調査日が遅い時期になった影響もあるが、今後は最終の調査報告書を受領してから履行確認するべきである。</p> | <p>委託業務の履行確認について、適切に実施していくことを徹底します。</p> <p>今後、契約期間内に事業が完了しない可能性がある場合には、最長3月31日まで契約期間を延長する変更契約を行ったり、どうしても年度内に完了しない場合は繰越手続きを行い複数年契約としたりするなど、適切な会計処理を実施していきます。</p> <p>なお、本事業に関しては、令和4年度調査から、調査報告書の期間を年度から暦年（1月～12月）で作成するように改め、コロナ禍のような不測の事態が生じた場合でも年度内に調査報告書を完成できるように対応しました。</p> | 観光政策課 |
| ② 三重県観光客実態調査事業の実施期間確保について【意見】 ※事業の執行に関すること | | |
| <p>当事業は統計調査であり、毎年、同程度の調査地点数・総サンプル数で行っていくことが望まれるが、コロナ禍により令和2年度に引き続き令和3年度も、調査地点数・総サンプル数の減少見直しが行われている。コロナ禍でやむを得なかったと思慮されるものの、統計調査の有効性を担保できるよう、今後は不測の事態に対応したスケジュールを組んで事業を行えるようにすることが望ましい。</p> | <p>令和2年度及び3年度は、コロナ禍における行動制限を行っていたことからやむを得ませんでした。今後は、不測の事態においても臨機応変に対応できる体制について検討していきます。</p> | 観光政策課 |
| ③ 三重県版バリアフリー観光推進事業の調査施設・調査結果の公表方法について【意見】 ※事業の執行に関すること | | |
| <p>令和3年度にどの施設の調査が行われたのかわかりづらい状況である。県のホームページにおいて、各年度の調査状況及び調査結果の公表場所を明らかにするとともに、委託先のホームページ上も、更新情報が適切に反映されるよう指導することが望ましい。</p> | <p>令和4年度の委託事業から、県ホームページ上に各年度において調査した箇所を明示するとともに、委託先のホームページにおいても、事業完了時まで更新情報を掲載するよう指導します。</p> | 観光政策課 |

安全・安心な観光地づくり推進事業費

① 再委託の適切性の検証について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること

当事業における再委託の内容・金額は、県と市の事業を合算した委託契約となっており、再委託承認申請書に記載された契約金額よりも再委託の契約金額の方が大きくなっていました。同種の事業の再委託だったとはいえ、県の再委託部分の内容・金額が不明確であるため、今後は別々の契約書にて再契約を結んでもらうなど県の再委託部分の内容・金額が明確になるよう委託事業者へ依頼すべきである。

今後、同様の事案が生じた際は、委託事業者に対して再委託内容を明確にするよう求め、再委託の業務内容や金額が県の委託内容に沿っているかの確認を徹底していきます。

観光政策課

② 実証事業の継続性の検討について【指摘】 ※事業の執行に関すること

当事業を他の地域の参考となる事業とするためには、事業として収益性の安定化の目安となる収支見込み予測が重要となると考えられるが、委託事業者の事業報告書において数値での収支見込みの検討が記載されていない事業者があった。事業の有効性の観点から考えると、根拠のある数値を用いて今後の収支見込みを検討するよう委託事業者へ求めるべきであった。

今後、同様の実証事業を実施する際は、事業の趣旨を踏まえ、収益性にかかる検証を行うよう、委託契約の仕様に明記していきます。

観光政策課

③ 外部有識者・専門家等の関与について【意見】 ※入札・契約事務に関すること

当事業における企画提案コンペの選定委員は全員県職員であり、外部委員は選任されていない。当事業のように企画提案コンペの意義が大きいと考えられる場合には、専門知識を有する外部有識者等を委員に加えることが望ましいが、外部委員は地方自治法の附属機関に該当するため、設定にあたっては別途条例の手当が必要であるとのことであるため、外部委員選任が可能となるような措置をとることが望まれる。

また、現状においてもオブザーバーであれば選任できるため、積極的な活用を図ることが望ましい。

今後、同様の実証事業において専門的な意見を求める必要がある際は、知見を有する庁内の技術系職員を参加させるようにします。庁内では判断が難しいと考えられる場合は、技術動向に詳しい公的な団体等にオブザーバーを要請し、技術的な指導を受けるようにしていきます。

観光政策課

④ 実証事業内容の追跡調査について【意見】 ※事業の執行に関すること

当事業の効果測定・分析については、委託事業者が事業報告書にて検証を行っているが、未だコロナ禍が旅行需要に影響しており、旅行者にとって安全・安心な観光地としての環境を整備できているかどうかという事業目的の成果を検証するには長期的視点が必要であるため、今後何年かにわたり県として追跡調査していくことが望まれる。

今後、複数年にわたって効果検証が必要と考えられる事業を実施する際は、追跡調査に必要な予算措置も含めて検討していきます。

観光政策課

県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

① 申請書の提出のない事業者への補助金支払について【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること

親子間で代替わりがあった事業者からの申請において、実績報告時に提出された確定申告書により交付申請が前事業主名義で提出されていたことが判明した。旅館業営業許可証の取り直しを求め、必要書類の提出を受けた上で手続が進められていたが、前事業主からの申請を取り下げ、正しい事業者から新たに申請を求めるべきであった。
また、申請時に確定申告書の提出を求めることで、営業実態を確認するべきである。

今後は、申請時に事業者自身で申請内容が適切であるかどうかを確認できるよう、チェックリストを充実させる等の仕組みを検討します。また、交付申請の段階で確定申告書や売上台帳などの提出を求め、営業実態の確認を行います。

観光政策課

② 提出期限後の補助金請求書に基づく補助金支払について【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること

交付要領で、請求書提出の期限を補助金額の確定日から14日以内と定めているものの、請求書が期限内に提出されていないものについて、補助金が支払われていた。実態は、請求書が提出されていれば、期限後であったとしても補助金を支払うという方針であったとのことであるため、今後は実態に即した交付要領を作成するべきである。

本件の交付要領は、年度内に全ての支払いを終えることを目的に期限を定めていたところですが、今後は、補助金額の確定日からの期限ではなく、最終の期限を定める等の方法で支払いの遅延を防ぐとともに、作成した交付要領等に沿って適切に補助金事務を行います。

観光政策課

③ 補助金交付申請時の書類の提出漏れについて【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること

募集要項上で交付申請書時に提出を求めている誓約書が添付されていないものがあつた。チェックリストでは問題無しとされていたが、提出がなかったにもかかわらず問題無しとされていたのであれば、適切なチェックがされていなかったといえる。
また、県の担当者によると当時提出はあつたものの紛失した可能性もあるとのことであるが、それであるならば書類の管理体制に問題があつたといえる。

今後、同様の補助金事業を実施する際は、ダブルチェック等によりチェック体制を強化するとともに、申請案件ごとにファイリングするなど、書類の保管体制を強化いたします。

観光政策課

④ 実績報告時の書類の提出漏れについて【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること

募集要項上で、クレジットカードによる支払の場合、実績報告期限までに支払を終え、支払いが確認できる書類として、利用明細書及び通帳コピーの提出を条件としているが、通帳コピーが提出されていなかった。総合口座通帳であるため引き落としの事実を確認しなくても問題ないと判断したとのことであつたが、引き落とし前に口座を解約する可能性も考えられることから、通帳のコピーの提出を求めるべきであつた。

今後、同様の補助金事業を実施する際は、チェックリストの項目の充実やダブルチェック体制等により募集要項等に沿って適切に補助金事務を行います。

観光政策課

| | | |
|--|---|-------|
| ⑤ 補助金申請に関する書類作成及び申請のサポート体制について【意見】 ※補助金・支援金事務に関すること | | |
| 申請件数が想定より少なかった理由の一つが、書類作成が大変であり特に規模が小さい宿泊施設は高齢者の事業者が多く作成が困難であった点が考えられるとのことであった。 今後、同様の補助金がある場合には、事業者がより申請しやすいように書類作成及び申請のサポート会場等の設置を検討することが望まれる。 | 今後、同様の補助金事業を実施する際は、詳細なQ&Aを作成することとします。また、補助金の申請件数が一定数見込まれる場合には、サポート会場等の設置も検討します。 | 観光政策課 |
| 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費 | | |
| ① 委託金額の適切性の検証方法について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること | | |
| 当事業の委託金額の企画料（事務経費）について、具体的内容や算出根拠の記載がなく、県も詳細な資料の提出を求めていなかった。また、実際の認証申請件数は想定件数の約6割だったが、経費精算書は契約金額と同額が計上されており、企画料（事務経費）は増額されていた。認証にあたっては当初想定より作業が多かったことから一定の理由があったとは考えられるが、委託金額の適切性を十分に検証していたとはいえないと考えられる。 今後は、委託事業者に対し、具体的内容や算出根拠の記載のある資料の提出を求めるよう改善すべきである。 | 契約後、特段の事情の変化により業務内容に変更が生じた場合は、変更契約を締結した上で適切に事業を実施していくことに加え、今後、同様の事案が生じた際は、金額の算出根拠を求めることにより委託金額が業務に応じた積算となっているかの確認を徹底していきます。 | 観光政策課 |
| ② ホームページ掲載の優秀20施設の選定方法について【指摘】 ※事業の執行に関すること | | |
| 「あんしん みえリア」のホームページでは、特に優れた取組を実施している20施設の取材レポート記事を掲載しており、プロモーションされているような内容も掲載されていた。20施設の選定方法は、まず委託事業者に対し約1,200施設から40施設の選定を依頼し、その後、県と委託事業者が協議し40施設の中から20施設を選定している。 しかし、選定の際の具体的な方法や選定過程の記録の資料はなく、事後的に検証できない状態であった。 今後、特定の施設の利用促進につながるプロモーションを実施する場合には、選定過程を記録に残すべきである。 | 今後、同様の取組を行う際は、明確な選定基準を策定の上、委託事業者・県において選定の方法及び過程を記録することとします。 | 観光政策課 |
| ③ 安全・安心な三重プロモーション業務の効果検証について【意見】 ※事業の執行に関すること | | |
| 「安全・安心な観光地 三重」のブランディングを定着させ、旅行需要を喚起するためにプロモーションを実施している。委託事業者から提出があった業務実施報告書では、「あんしん みえリア」のホームページのページビュー数などの記録はあるものの、周知されるために十分な数値か否かといった検証・分析を実施していない。 そのため、委託料が有効的に使われたのかどうかの検証や、ホームページを継続していくべきかどうかの判断ができない状態となっている。検証・分析を行うことでプロモーションの効果検証をしていくことが望ましい。 | 当事業については、SNSを活用したプロモーションを実施しており、その効果検証は行っていたものの、ホームページのページビュー数にかかる検証には至っていなかったことから、今後、同様の取組を行う際は、あらかじめ効果検証について委託業務の中に位置づけて実施するようにします。 | 観光政策課 |

| | | |
|---|---|--------------|
| <p>④ 企画提案コンペ選定委員会の委員等の互選記録と出席者数について【意見】 ※入札・契約事務に関すること</p> <p>選定委員会では、互選により委員長及び副委員長を決定しているが、誰に決定したかの記録は書面として残っていなかった。委員長が最優秀提案を決定する場合も想定されることから、今後は記録として書面に残しておくことが望ましい。</p> <p>また、企画提案コンペ選定委員会について、当日1名欠席していた。より多様な意見を反映した選定ができるよう、なるべく全員が出席できるよう業務の調整をするか、代理出席の方法をとることが望ましい。</p> | <p>今後、企画提案コンペ選定委員会における委員長及び副委員長の選任については、議事録として記録に残します。また、緊急等やむを得ない場合の欠席については、企画提案コンペ選定委員会委員内申書の変更を行い、競争入札等審査会会長へ当日代理となる選定委員の承諾を得ることで、全員が出席した状態での委員会開催に努めます。</p> | <p>観光政策課</p> |
| <p>⑤ 「あんしん みえリア」のホームページの記載事項について【意見】 ※事業の執行に関すること</p> <p>ホームページでは認証施設を検索することが可能であるが、感染対策の取組状況に加え、施設の外觀写真や地図の他、住所や電話番号等の基本情報のみが記載されている状態であり、旅行需要の増加に繋がる工夫が十分ではない印象を受けた。費用対効果も考慮する必要はあるものの、各施設の URL を掲載すればスムーズに施設の予約や情報入手ができ、より使いやすいホームページになると考えられる。</p> | <p>「あんしん みえリア」ホームページを活用した情報発信について、掲載項目を追加するには新たな費用が発生することから、今後のコロナウイルスの状況を踏まえて発信内容を検討していきます。</p> | <p>観光政策課</p> |
| <p>県内観光事業者支援金</p> | | |
| <p>⑥ 事業者が観光事業者支援金の申請書に添付した確定申告書で事業収入欄に記載がないケースについて【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること</p> <p>県内観光事業者支援金の申請書類のうち、確定申告書の事業収入欄が0で雑所得の収入金額欄に記載がある民泊事業者があった。雑所得の収入金額がすべて宿泊事業の売上かどうかは不明であるにもかかわらず、全額宿泊事業の売上金額と推定したのはチェックが有効であったとは考えにくい。売上金額を確認するためには、確定申告書の雑所得の収入金額欄に含まれる宿泊事業の月別の売上金額及び費用明細を入手して、宿泊事業にかかる売上金額及び所得の確認をすべきであったと考える。</p> | <p>今後、同様の支援金事業を実施する際、確定申告書の収入欄のみでは事業収入の算定が難しい場合は、例えば、追加で宿泊者台帳もチェックするなど、より確実な確認を徹底していきます。</p> | <p>観光政策課</p> |
| <p>② 県内観光事業者支援金申請書の県によるチェックについて【意見】 ※補助金・支援金事務に関すること</p> <p>県内観光事業者支援金について、受託者によるチェックも詳細になされていたと判断できるが、県の担当部署では受託者から質問があったケースのみ回答する体制であった。一方、宿泊業者に支給している「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」は県の担当部署が全件チェックしている。補助金と支援金という違いはあるが、支援金についても一定の基準を定め、県の担当部署でもチェックする体制にすることが望ましいと考える。</p> | <p>今後、同様の支援金事業を実施する際は、県におけるチェック体制を充実し、支援金業務を適切に実施していきます。</p> | <p>観光政策課</p> |

| | | |
|---|---|----------------|
| <p>③ 観光事業者支援金申請書に添付する誓約書に記載されている「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請について【指摘】 ※補助金・支援金事務に関する こと</p> | | |
| <p>観光事業者支援金申請書に添付する誓約書には「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請をすることが記載されているが、施設認証制度に登録申請をしていない支援金受給事業者が存在する。誓約書に従って申請をしている大半の事業者と公平性の点で問題があるため、未だに登録申請をしていない業者に対しては登録申請の指導を徹底すべきであり、いつまでも申請がなされない事業者に対しては適切な対応をすべきである。</p> | <p>令和4年度においても、申請に至っていない事業者に対し指導を行ったところ、13事業者のうち11事業者において申請を受け付けました。2事業者についても、通知文書により申請を促すとともに、営業実態について詳細に調査を進め、場合によっては厳正に対応いたします。</p> | <p>観光政策課</p> |
| <p>国内誘客推進事業費</p> | | |
| <p>① 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に支給する負担金の支給方法について【意見】 ※負担金事務に関すること</p> | | |
| <p>公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に対する負担金が一方は県から直接支給され、他方は「みえ観光の産業化推進委員会」経由で支給されており、同じ県の財源から同じ団体に支給される負担金が別々のルートで支給されるのは合理性に欠けると思われる。 効率性の面からもどちらか一方からの支給にまとめることが望ましい。</p> | <p>今後は、事業目的や効率性等の観点から、支出のあり方について検討していきます。</p> | <p>観光誘客推進課</p> |
| <p>海外プロモーション推進事業費</p> | | |
| <p>① 手土産の持参について【意見】 ※その他</p> | | |
| <p>関係機関や企業への訪問時に持参する手土産の配布先の中に、国が所管する独立行政法人があった。当該法人の職員は公務員とはみなされないものの、公的機関への手土産の持参は慎むべきであり、今後は配布先やその金額、内容などについて十分検討することが望まれる。</p> | <p>手土産の持参については、総務部長通知（平成8年11月5日付け財第1063号）に基づき、「公務上必要なものに限り、社会的儀礼に即し、必要最小限度で執行する」よう、適切に対応してまいります。</p> | <p>海外誘客課</p> |
| <p>② 負担金の支出について【意見】 ※負担金事務に関すること</p> | | |
| <p>「三重県外国人観光客誘致促進協議会」等に対して支出している負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できず、繰越金が増加していることはやむを得ないが、繰越金については翌年度以降に自由に使用できることから、その用途に十分注意するとともに、多額の繰越金が発生することのないように支出先に働きかけることが望まれる。</p> | <p>多額の繰越金が生じないよう、適正な事業の執行を協議会等に働きかけるとともに、やむを得ず繰越金が生じる際には、その取扱い等の対応について関係者で協議を行います。</p> | <p>海外誘客課</p> |
| <p>海外誘客推進プロジェクト事業費</p> | | |
| <p>① 欧州プロモーション現地レップ委託業務の一部再委託について【意見】 ※入札・契約事務に関すること</p> | | |
| <p>受託者がフランス現地事務所を閉鎖してから別の法人の現地事務所に再委託するまで約2か月の間、オンラインを活用して現地旅行会社へのセールスを行っていた。 現地レップ委託業務において、現地事務所は業務の根幹に関わるため、委託業者選定時には十分調査して信頼できる業者に業務を委託することが望まれる。</p> | <p>委託業者の選定時に受託者の現地事務所の継続性を確認する書類の提出を求めるなど、より信頼性のある業者に委託できるよう、十分な調査に努めてまいります。</p> | <p>海外誘客課</p> |

アフターコロナ・インバウンド復活事業費

① 実績報告書の内容の確認について【指摘】 ※事業の執行に関すること

オンライン商談会の商談実施件数について、商談会を開催した3市場のうち2市場で目標を下回っており、参加できなかった業者や旅行会社に資料を提供したとのことだったが、十分補完されたとはいえない。

目標に到達しなかった場合の対応を事前に受託者に示し、その対応の経緯を文書として残しておく必要があった。また、完成認定の際には、業務仕様書に沿った業務の遂行がなされたかを確認し、不足がある場合にはその理由や対応を確認すべきである。

今後は、目標に到達しなかった場合の対応について契約書に明記するとともに、完成認定において目標未達項目があった場合には、契約書に基づいて適切に対応します。

海外誘客課

2 三重の戦略的な営業活動

戦略的営業活動展開推進事業費

① 決裁書の訂正方法について【指摘】 ※その他

決裁書の訂正について、取消線及び正しい文言の加筆、担当者印の押印により訂正されているが、取消線及び文言の加筆が鉛筆で行われているものが数件あった。
鉛筆による訂正は、書換えが容易で、後日改ざんも可能であるため、行うべきではない。

訂正に際して消去が容易な筆記具を使用しないよう、所属内会議において注意喚起し、再発防止に努めます。

県産品振興課

② 戦略的営業活動展開推進事業費で取得したデジタルサイネージについて【指摘】 ※予算の執行に関すること

首都圏営業拠点推進事業費により購入したデジタルサイネージ（混雑状況の情報提供）の修理を行う際に、感染症対策のために迅速な対応が求められていたことから、当時予算のあった「戦略的営業活動展開推進事業」から支出している。

しかし、本来は「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従って、事業間の流用を行うべきである。

首都圏営業拠点「三重テラス」における事業については、首都圏営業拠点推進事業費と戦略的営業活動展開推進事業費とを一体的に執行していましたが、今後は、趣旨に合致した事業費を執行するとともに適正な予算執行手続きを行うよう、所属内会議において注意喚起し、再発防止に努めます。

県産品振興課

関西圏営業基盤構築事業費

① イベント「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」における購入先事業者の選定と送料の負担について【意見】 ※入札・契約事務に関すること

「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」イベントの実施にあたって、購入先事業者が1社選定されているが、選定の経緯、事業者との協定書など一切残されていない。支出をとまなう契約はないが、選定の経緯を残すとともに、事業者との協定書を締結しておくことが望ましい。

また、購入された県産品の「送料（一律1,000円）は関西事務所で負担する。」となっているが、送料は、購入者又は事業者が支払うべきで、試行的イベントであるとはいえ、県が負担すべき合理的理由が見いだせない。今後、協議については議事を残すとともに、支出経費についての合理性を検討することが望ましい。

当該イベントは、新型コロナウイルス感染症の流行により、県外移動の抑制が求められている中で県が実施する前例の無い試行的な企画であり、その内容に協力が可能な事業者を選定しました。

また、コロナ禍の移動制限という非常事態においても、県産品の魅力発信を行うための方策として試行的に実施する事業であることから、今回に限り県が負担しました。

しかしながら、事業者の選定経緯や送料の県負担理由については記録を残しておくことが望ましいことから、今後は適切な資料の作成に努めます。

県産品振興課

みえモデルワーケーション推進事業費

① 商標について【意見】 ※その他

県のワーケーションウェブサイトの名称「とこワク」については、商標登録がなされていない。

しかし、昨今、他人の商標の先取りとなるような出願の事例が多数発生していることから、商標出願も検討することが望まれる。

「とこワク」及びそのロゴについては、本県でワーケーションを推進するうえで、分かりやすい愛称及びマークとして作成したため、商標登録まではしていませんでしたが、県庁各部や他県の事例等も調査のうえ、検討いたします。

県産品振興課

② 外部有識者・専門家等の関与について【意見】 ※入札・契約事務に関すること

企画提案コンペ選定委員会委員については、企画提案コンペ選定要領に基づき、関連部署の職員が選任されており、外部委員は選任されていない。

ワーケーションという従前にはなかった事業であることや、デジタル時代における広報戦略の検討が必要となることからすれば、外部有識者・専門家を選定委員会委員に加えることが望ましい。

なお、外部委員ではなくとも、オブザーバーの積極的な選任・活用が望まれる。

また、予定価格の前提となる設計内訳の作成にあたっては、外部有識者・専門家等からの意見聴取が可能となるような措置をとることが望まれる。

委員の選定については、「雇用経済部調査委託企画提案コンペ取扱指針」により定められており、専門家の意見が必要な場合には、オブザーバーとして選任し、その意見を取り入れていきます。

予定価格については、国の単価をはじめ、昨年度事業や類似事業の見積額等を参考に積算の妥当性確保に努めます。

県産品振興課

| | | |
|---|--|---------------|
| <p>③ 事業の有効性の検証と継続的な取組の必要性について【意見】 ※事業の執行に関すること</p> <p>ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託においては、契約者が発行する雑誌にプロモーション記事が掲載され、内容自体は魅力的なものではあるが、掲載効果に疑問が残る。また、作成されたプロモーション動画についても閲覧数は192回にとどまっている(令和4年11月26日現在)。</p> <p>ワーケーションという新しい働き方・ライフスタイルに対応する新たな取組でもあり、直ちに事業の効果が現れるものではないが、今後も引き続き事業の効果ないし有効性の検証を踏まえ、継続して取組を行っていくことが望まれる。</p> | <p>ご意見のとおり、今後もターゲットを整理したうえで効果的な広報手段や媒体、内容の一層の精査や事業の有効性の検証に努めます。</p> | <p>県産品振興課</p> |
| <p>首都圏営業拠点推進事業費</p> | | |
| <p>① 令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託費の予算併用について【指摘】 ※予算の執行に関すること</p> <p>令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託について、当初予算に計上した首都圏営業拠点推進事業費だけでなく、予算を越える分については戦略的営業活動展開推進事業費から支出されている。</p> <p>しかし、本来は、「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従い、主務部長の決裁を得て事業間の流用を行うべきである。</p> | <p>首都圏営業拠点「三重テラス」における事業については、首都圏営業拠点推進事業費と戦略的営業活動展開推進事業費とを一体的に執行していましたが、今後は趣旨に合致した事業費を執行するとともに、適正な予算執行手続きを行うよう、所属内会議において注意喚起し、再発防止に努めます。</p> | <p>県産品振興課</p> |
| <p>② 戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費の支出負担行為の混同について【意見】 ※予算の執行に関すること</p> <p>戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費は、ともに首都圏(日本橋地域)における営業活動展開をしていることもあって、両事業の支出の基準があいまいで、支出に混同が生じており、明確に区分がされていない。</p> <p>今後は、各種イベント企画の費用は、戦略的営業活動展開推進事業にて支出し、「三重テラス」の運営・管理等の費用は、首都圏営業拠点推進事業費にて支出するといったような、明確な基準を設けることが望ましい。</p> | <p>首都圏営業拠点「三重テラス」における事業については、首都圏営業拠点推進事業費と戦略的営業活動展開推進事業費とを一体的に執行してきましたが、今後は趣旨に合致した事業費を執行するとともに、適正な予算執行手続きを行うよう、所属内会議において注意喚起し、再発防止に努めます。</p> | <p>県産品振興課</p> |

3 みえ観光の産業化推進委員会について

みえ観光の産業化推進委員会の活動内容等

① 委員会より請求があった負担金の支出決定時の審査について【指摘】 ※負担金事務に関すること

予算審議で可決承認を受けた予算額の支出負担行為を執行する書類については記録の編綴が確認できたが、当該負担金の必要性や負担金額が事業規模等を考慮して適正な応分の負担になっているか等の記録は編綴がなく、当該負担金を負担して支出を可とした決定時の経緯や内容は確認できなかった。

三重県公文書管理規程第15条も鑑み、県は当該記録を編綴しておかなければならない。

今後は、負担金額が事業の進捗等を踏まえた適正な請求になっているか等の確認の事実がわかる記録を保存するようにします。

観光誘客推進課

② 委員会の専用口座の預金残高と収支差引額との照合について【指摘】 ※負担金事務に関すること

委員会において、事業資金の月次処理のために作成した収入計算書（収入表）と支出計算書（支出表）が正しく処理されていることを担保するために、委員会は専用口座の預金残高と月次の収支差引額を照合し、その確認月日や出納責任者・担当者の署名又は押印等を行って確認の痕跡を残すようにすべきである。

また、決算日における、専用口座の残高と事業収支決算報告書の収支差引額（繰越収支差額）の差異を確認するために、例えば「預金残高調整表」を作成して、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できるようにしなければならない。

今後は、適切に確認した証拠として、書面で記録を残すとともに、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できる書面を作成します。

観光誘客推進課

③ 県から交付した負担金の取扱いについて【指摘】 ※負担金事務に関すること

県が委員会に対して拠出した負担金で未使用の負担金が生じた際には、県と協議してその残余の処置を決定しなければならない。

具体的には、残余となった負担金については、①返金させるのか、②翌年度の継続事業として支出執行していくのか、または③繰越財源に編入して翌年度の新規事業の財源に充当していくのかについて、県は委員会とよく協議して残余資金の処理を決しなければならない。加えて、その場合の協議記録も確実に保存しておかなければならない。

県が委員会に対して拠出した負担金に執行残が生じた際の取扱いについて、今後は、委員会と協議のうち、残余資金の処理を検討するとともに、その場合の協議記録も保存するようにします。

観光誘客推進課

④ みえ観光の産業化推進委員会経理規則第24条に定められた決算報告書の内容について【意見】 ※負担金事務に関すること

事業報告には実施した事業の詳細が掲載されていたが、収支決算（案）に編綴されていた事業収支決算報告書（案）の支出金額には主だった事業の金額しか情報がなかった。

そのため、現行の委員会経理規則第24条（2）決算報告書にはどの財務報告書が含まれているか詳細な規定が存在しないが、正確な決算報告を行うためには、決算報告の資料として作成される「事項書」には「収支計算書」に加えて「貸借対照表」（「財産目録」）を資料として追加するよう、委員会の事務局業務を担う県は検討することが望まれる。

「事業収支決算報告書」については、より正確な決算報告を行うことができるよう記載事項の検討を行います。

観光誘客推進課

| | | |
|---|--|----------------|
| <p>⑤ 委員会が所有する繰越収支差額金額について【意見】 ※負担金事務に関すること</p> | | |
| <p>委員会は平成 28 年 3 月 15 日に設立されている。設立以来、毎期の 3 月 31 日現在の次年度への繰越収支差額が平成 31 年 3 月 31 日現在を除き増加している。</p> <p>令和 4 年 3 月 31 日現在、委員会が所有している未使用の負担金の金額といえる次年度繰越金は、24,481,863 円になっている。</p> <p>委員会が所有する繰越収支差額金額の金額について、当該金額についての公的な規定は存在せず、また適正な規模を推奨する基準も存在しないが、過年度から累積している繰越金を事業の財源に充当してできる限り滞留させないように常に注意を払い、その処置を講じていくことが望まれるところである。</p> | <p>繰越金をできる限り滞留させないよう、委員会と協議のうえ残余資金の処理を検討し、県としても適切な予算管理・執行に努めます。</p> | <p>観光誘客推進課</p> |
| <p>⑥ 管理者の職位の二重身分について【意見】 ※事業の執行に関すること</p> | | |
| <p>委員会における事務局長就任者の県での職位は観光魅力創造課長であるので、委員会から県への請求書を作成した者と県での決裁書の決裁者が同一人物であることと、県から資金を送金する責任者（出納局長）が委員会の監事を兼務していることになり、共に委員会と県の高位職位者が二重身分を持っていることになる。</p> <p>委員会の資金の支出は委員会の事務局次長（出納員）が行っているが、当該 2 名の県と委員会の高位職位者が兼職の状態は、県民からすると監査人と同様に誤解を招きやすく有効性の観点からも、事務局長就任者の県での職位と委員会の監事の人選は検討することが望ましいといえる。</p> | <p>今後、職位の在り方については、他事例も踏まえ て検討していきます。</p> | <p>観光誘客推進課</p> |
| <p>みえ観光の産業化推進委員会が行った個別事業（持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費）について</p> | | |
| <p>① 実施事業の結果と今後の課題について【意見】 ※事業の執行に関すること</p> | | |
| <p>志摩市大王崎地区で実施した持続可能な観光地づくりに向けた実証事業において、感染症の影響で実績が目標値を大きく下回る結果となったが、地域が目標値をもとに事業継続に向け何を改善すべきか課題を明確化できたのは成果であった。</p> <p>また、誘客取組全体は成功したと考えられるが宿泊者向けツアーの半数以上が参加者 0 人または催行中止であり参加に向けた工夫が十分ではなかった印象を受けた。</p> <p>さらに、地元向けアンケートで事業の成果を評価する意見が多数あるが「客数に変化なく事業の効果は感じられなかった」が半数あり、改善に向けた取組が望まれる。</p> <p>当事業の経験を生かし引き続き伊勢志摩地域において（株）地域経済活性化機構（REVIC）と連携した持続可能な観光地づくりの推進に取り組むことが望ましい。</p> | <p>今回の実証事業の成果と課題を他地域ともしっかりと共有するとともに、今後も（株）地域経済活性化機構（REVIC）と緊密に連携し、伊勢志摩地域における持続可能な観光地づくりを進めていきます。</p> | <p>観光資源課</p> |

4 契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について

観光事業推進費、観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費、安全・安心な観光地づくり推進事業費、県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費、宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費、県内観光事業者支援金、三重県版観光スマートサイクル確立事業費、みえモデルワーケーション推進事業費、みえ観光の産業化推進委員会の各事業

① 契約保証金免除について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること

県が締結する業務委託等の契約では、「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき」には、契約保証金の納付を免除することができる。この要件該当性に関し、契約者に「契約実績証明書」の提出を求めているケースが多いが、実績に関する裏付資料の提出は必須とされていなかった。そのため、契約相手方が県以外のものについては実績の真偽の確認ができず、提出者の自己申告のみにとどめている運用は要件充足性に疑義がある。

少なくとも、自庁内で確認が可能な県との契約については確認すべきであるし、県以外を契約相手方とする実績報告に対しては、裏付けとなる書類の提出も求めるべきである。

三重県会計規則第75条第4項第3号に規定する「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者」を確認するものとして、「契約実績証明書」の提出を求めているところだ。

今後も、「契約実績証明書」の提出を求めるとともに、必要に応じて裏付資料の提出を求め、実績の確認を行います。

観光政策課、観光資源課、観光誘客推進課、海外誘客課、県産品振興課

観光事業推進費、観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費、安全・安心な観光地づくり推進事業費、宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費、みえモデルワーケーション推進事業費、三重県版観光スマートサイクル確立事業費、地域観光産業支援事業費、県内旅行商品造成・販売支援事業、持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費

② 業務委託料の積算について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること

各事業で企画提案コンペ等を行う際の契約上限額の積算における人件費単価について、国土交通省の公共工事設計業務単価を参考としているものが多く見受けられたが、各事業の業務内容は土木・建築工事等における設計業務とは異なる業務である。また、業務内容が異なる過去事業の積算単価を参考に算出しているものもあった。

これらの中には、見積書に記載された人件費単価より高額になっているものもあったことから、契約上限額の積算が適切に行われているとはいえず、業務内容に沿った適切な人件費単価を用いることが必要である。

これまでは、客観性や妥当性確保の観点から、国土交通省が毎年公表している公共工事設計業務委託の積算に用いるための単価基準を参考としておりました。

今後は、過去の類似事業における実績や参考見積の人件費単価も参考に、適切な人件費単価で積算を行います。

観光政策課、観光資源課、観光誘客推進課、県産品振興課

③ 積算表及び見積書における諸経費について【意見】 ※入札・契約事務に関すること

企画提案コンペを行う場合に基準となる契約上限額の積算における諸経費について、当該事業の設計費用等の10%を見込んでいるが、企画提案コンペ参加者が県へ提出する見積書に記載された諸経費は、各参加者によりその金額は様々であった。

県は、契約上限額をホームページで公開しており、事業者が自社しか応札者がないと推定した場合、契約上限額に合わせる差額調整として任意に高額な諸経費を計上して業務委託契約を締結しようとするのが懸念される。随意契約により業務委託契約を締結する際、見積書に記載されている諸経費が相当に高額な場合は、無用に高額な業務委託料で契約を行わないために、その内容や根拠の説明を求める必要があると考える。

これまでも積算内容が適切であるかどうかについては確認していたところですが、事業者から提出される見積書の諸経費が相当に高額な場合は、企画提案コンペにおけるプレゼンテーション審査の質疑の際に、審査項目の一つとしてその内容や根拠の確認を行うよう努めます。

観光政策課、観光誘客推進課

(11) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和4年11月21日～令和5年2月14日)

(雇用経済部)

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県大規模小売店舗立地審議会 |
| 2 開催年月日 | 令和4年12月13日(火) |
| 3 委員 | 【会長】近畿大学工業高等専門学校 准教授 中平 恭之 ほか5名出席 |
| 4 諮問事項 | ・「クスリのアオキ松阪三雲店」(松阪市)の新設に係る届出について(2回目) ・「(仮称)ラ・ムー松阪垣鼻店」(松阪市)の新設に係る届出について(1回目) |
| 5 調査審議結果 | ・「クスリのアオキ松阪三雲店」(松阪市)の新設に係る届出について(2回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められる と結審しました。 ・「(仮称)ラ・ムー松阪垣鼻店」(松阪市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の交通に与える影響について更なる確認の必要があることから継続審議することとなりました。 |
| 6 備考 | |